

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原 告 デヴァ・スリヤラタ ほか2名
被 告 国

第1準備書面

令和4年7月13日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人

浅海俊介

山田祥太郎

前田和樹

佐藤博行

後藤光

三本嘉洋

内藤翔太

長尾武明

長尾正樹

野田萌子

河本岳大

清水俊幸

幸英男

高崎純

江崎陽

永美辰也

佐々木俊彦

第1 請求の原因に対する認否	4
1 「第1 はじめに」について	4
2 「第2 事案の概要」について	6
3 「第3 事実経過」について	7
4 「第4 名古屋入管の故意・過失による違法行為」について	13
5 「第5 損害」について	19
6 「第6 結語」について	21
7 「第7 求釈明」について	21
第2 本件に関する事実経過等	21
1 ウィシュマ氏の身分事項	21
2 ウィシュマ氏の入国及び在留状況（退去強制手続に係るもの） について	21
3 ウィシュマ氏の収容後の診療状況について	24
第3 本件発生時の名古屋入管の医療体制等	28
1 医療体制	28
2 名古屋入管における被収容者の診療について	29
第4 名古屋入管の職員の行為に国賠法上の違法はないこと	30
1 はじめに	30
2 国賠法1条1項における「違法」の意義について	31
3 ウィシュマ氏の収容を継続したことに国賠法上の違法は認められないこ と（収容継続の違法行為について）	32
4 収容中のウィシュマ氏に対する名古屋入管の職員の医療上の対応に国賠 法上の違法は認められないこと（医療不提供の違法行為について）	48
第5 損害額の算定方法に関する原告らの主張に対する反論	57
1 はじめに	57
2 逸失利益について	58
3 慰謝料について	59
第6 本件においては、原告らについて、そもそも国賠法6条所定の相互保証 の要件の充足が主張されておらず、主張自体失当であること	59
1 国賠法6条の趣旨について	59
2 相互保証があることの主張立証責任は外国人の原告にあること	60
3 本件においては、相互保証の要件について主張立証されていないこと	62
第7 結語	63
第8 求釈明に対する国の回答	63

被告は、本準備書面において、訴状記載の請求の原因に対し、必要な範囲で認否を行い（後記第1）、本件に関する事実経過等（後記第2）、本件発生時の名古屋出入国在留管理局（以下、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）による改正前の名古屋入国管理局又は同法律施行後の名古屋出入国在留管理局を問わず、「名古屋入管」という。）の医療体制等（後記第3）について明らかにし、さらに、名古屋入管局長をはじめとする名古屋入管の職員の行為に国家賠償法（以下「国賠法」という。）上の違法がないこと（後記第4）、損害額の算定方法に関する原告らの主張に理由がないこと（後記第5）、原告らについて国賠法6条所定の相互保証の要件が充足されているとの主張がされておらず、主張自体失当であること（後記第6）を述べ、結語として、本件請求がいずれも棄却されるべきことを述べるとともに（後記第7）、あわせて、訴状記載の求釈明に対して回答する（後記第8）。

なお、略語等を整理した略称語句使用一覧表を本準備書面末尾に添付する。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 はじめに」について

(1) 「1」について（3ページ）

甲第1号証の1の訳文である同号証の2に、原告らが引用した内容が記載されていることは認め、その余は不知。

(2) 「2」について（3ページ）

令和3年3月6日、スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）国籍を有する外国人ラトナヤケ・リヤナゲ・ウィシュマ・サンダマリ（以下「ウィシュマ氏」という。）が33歳で死亡したことは認め、死亡した場所が名古屋入管収容場であることを含め、その余は不知。

なお、ウィシュマ氏は、救急搬送先である名古屋市内所在の名古屋掖済会病院（以下「掖済会病院」という。）において、死亡が確認された（甲第4

号証の2・61ページ、甲第10号証17枚目)。

(3) 「3」について(3ページ)

事実に関する主張でなく、認否の限りでない。

(4) 「4」について(3ページ)

令和3年8月10日、出入国在留管理局が「令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」(甲第4号証の1、同号証の2。以下「調査報告書」という。)を公表したこと、同報告書において、「詳細な死因に関しては、複数の要因が影響した可能性があり、専門医らの見解によっても、各要因が死亡に及ぼした影響の有無・程度や死亡に至った具体的な経過(機序)を特定することは困難であると言わざるを得ない」(甲第4号証の1・34及び35ページ)と記載されていることは認められる。

(5) 「5」について(3及び4ページ)

ア 第1段落について(3及び4ページ)

退去強制手続は、対象となる外国人の身柄を拘束して行うのが原則であること(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)39条1項、41条1項、52条5項)、入国警備官は、退去強制令書を執行して当該外国人を本邦外の送還先に速やかに送還しなければならないとされていること(同法52条3項)、収容を原則とする退去強制手続において仮放免が例外的な措置であること(同法39条1項、41条1項、52条5項、54条2項)、入管当局において、これらの入管法の各規定に従った運用がされていることは認め、同運用の理由として退去強制に「追い込むため」との点は否認ないし争う。

イ 第2段落(「また、入管の」から始まる段落)について(4ページ)

原告らの評価であり、認否の限りではない。

ウ 第3段落(「加えて、本件」から始まる段落)について(4ページ)

争う。

(6) 「6」について (4ページ)

ア 第1段落ないし第5段落について (4ページ)

出入国管理及び難民認定事務に従事する職員の姿勢についての原告らの主張であり、認否の限りでない。

イ 第6段落 (「問題の本質は、」から始まる段落) について (4ページ)

争う。

(7) 「7」について (5ページ)

原告らの意見であって、認否の限りでない。

2 「第2 事案の概要」について

(1) 第1段落について (5ページ)

認める。

(2) 第2段落 (「ウィシュマさんは」から始まる段落) について (5ページ)

ウィシュマ氏が、平成29年(2017年)6月29日、在留資格「留学」の上陸許可を受けてスリランカから本邦に上陸(入国)したこと、ウィシュマ氏が通学先の日本語学校を徐々に欠席するようになり、最終的には授業に一切出席しなくなかったこと、在留期限経過後も本邦に残留したこと、平成30年(2018年)4月以降、静岡県内でスリランカ国籍の男性(以下「元交際相手」という。)と同居していたことは認める。

(3) 第3段落 (「しかし、2020年」から始まる段落) について (5ページ)

「漫然と」との点は争い、その余は認める。

(4) 第4段落 (「長期収容中に」から始まる段落) について (5ページ)

ウィシュマ氏の健康状態が収容中に悪化したこと、令和3年3月6日にウィシュマ氏が死亡したことは認め、その余は争う。

(5) 第5段落 (「本件は、ウィシュマさんの」から始まる段落) について (5ページ)

認否の限りでない。

3 「第3 事実経過」について

(1) 「1 名古屋入管に収容されるまで」について

ア 「(1) 留学前までのウィシュマさん」について

(ア) 第1文について (5ページ)

「長女」との点は不知、その余は認める。

(イ) 第2文 (「2013年に」から始まる文) について (5及び6ページ)

甲第2号証の1の訳文である同号証の3に、ウィシュマ氏の父が平成25年(2013年)1月5日に死亡したとの記載があることは認め、その余は不知。

(ウ) 第3文 (「学業を終えた後は」から始まる文) について (6ページ)

不知。

ただし、ウィシュマ氏の在留資格認定証明書交付申請において、ウィシュマ氏がスリランカの国際学校(インターナショナルスクール)に英語教師として在籍していた旨の記載のある在籍証明書が提出されている。

(エ) 第4文 (「そこで日本から」から始まる文) について (6ページ)

甲第3号証に同旨の記載があることは認める。

(オ) 第5文 (「そして、ウィシュマさんが」から始まる文) について (6ページ)

認める。

イ 「(2) 日本での生活 (留学後のウィシュマさん)」について

(ア) 「ア 千葉での暮らし」について (6ページ)

おおむね認める。

ただし、ウィシュマ氏が元交際相手と交際を始めたことと、ウィシュマ氏が日本語学校を欠席するようになったこととの関連は不知。

(イ) 「イ 静岡での暮らし」について (6ページ)

a 第1段落について (6ページ)

ウィシュマ氏が、平成30年（2018年）4月以降、静岡県内で元交際相手と同居していたこと、ウィシュマ氏の在留資格「留学」の在留期限が同年9月29日であったこと、難民認定申請の理由が原告ら主張のとおりであることは認め、ウィシュマ氏が同年4月21日に難民認定申請をしたことは否認する。

ウィシュマ氏が難民認定申請をしたのは、同年9月21日である（甲第4号証の1・21ページ、乙第1号証1ページ）。

b 第2段落（「上記難民認定申請に伴い」から始まる段落）について (6ページ)

認める。

(ウ) 「ウ 交番に自ら出頭」について (6及び7ページ)

認める。

(2) 「2 収容開始当時の状況」について (7ページ)

ウィシュマ氏が、令和2年（2020年）8月20日の収容開始時に、体調不良、服用中の薬、既往症（結核、肝炎、高血圧、ぜんそく、糖尿病、心疾患、脳疾患）及び入院・手術歴の有無を問う各質問に対し、いずれも「ない」と回答し、甲第5号証に「健康状態良好のこと」と記載されているという限度で認める。

(3) 「3 2021年1月の状況」について

ア 「(1)」について

(7) 第1段落について

a 第1文について (7ページ)

認める。

b 第2文（「申請理由は」から始まる文）について (7ページ)

ウィシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の際に、同申請の理由として原告らが主張する内容が記載された書面を添付していたことは認められる。

(1) 第2段落（「申請の際」から始まる段落）について（7ページ）

　　身元保証書で保証人とされた支援者と、ウィシュマ氏を自宅に受け入れる旨を表明した支援者が同一人物であることは否認し、その余は認められる。

　　1回目の仮放免許可申請において保証人とされたのは、調査報告書において「S3氏」とされている者であるが、ウィシュマ氏を自宅に受け入れる旨を表明したのは、調査報告書において「S2氏」とされている者である（甲第4号証の1・58ページ）。

イ 「(2)」について（7ページ）

　　ウィシュマ氏が、令和3年1月中旬以降、体調不良を訴えるようになつたこと、同月18日、名古屋入管の診療室の看護師に対し、吐き気、胃液の逆流等の症状を訴えたことは認める。

ウ 「(3)」ないし「(7)」について（7及び8ページ）

　　認める。

(4) 「4 2月の状況」について

ア 「(1)」について（8ページ）

　　ウィシュマ氏が、令和3年2月3日頃から、看守勤務者に対し、自力では歩けないと訴えるようになり、移動の際に、車椅子を利用するようになったこと、甲第9号証に同日の支援者との面会時におけるウィシュマ氏の状況として「面会中に吐きそうになり、口を押えて我慢していた」（同号証6ページ）と記載されていること、同日、ウィシュマ氏が医師の診療を申し出たことは認める。

イ 「(2)」について（8ページ）

認める。

なお、原告らが指摘する診察記事（甲第8号証）の「内服できないのであれば点滴、入院」との記載内容は、外部病院である名古屋市所在の中京病院（以下「中京病院」という。）の医師が胃カメラ検査実施前の所見として記載したものであり、確定的な所見を示したものではない。同医師は、胃カメラ検査等実施後、名古屋入管の非常勤医師（内科・呼吸器内科・アレルギー科医。以下「院内内科等医」という。）に対し、総合所見欄に「高度の逆流性食道炎も疑い胃カメラも行いましたが、ほとんど所見は認めませんでした。症状的には胃酸の逆流がありそうなので、ランソプラゾールを継続頂ければとお思います（ママ）。（中略）貴院にて継続治療をお願いいたします。」と記載した診療情報提供書（甲第4号証の2・16ページ、甲第5号証54ページ（数字は左上記載のもの。以下同じ。））を作成している。

ウ 「(3)」について（8及び9ページ）

ウィシュマ氏の支援者が、令和3年2月8日、ウィシュマ氏との面会終了後、名古屋入管処遇部門に申入れをしたこと（甲第4号証の2・18ページ）、甲第9号証に原告ら主張の記載があることは認める。

エ 「(4)」について（9ページ）

ウィシュマ氏の支援者が、令和3年2月10日、ウィシュマ氏との面会終了後、名古屋入管処遇部門に対し、外部の病院で点滴を受けさせるべきである旨の申入れをしたこと、同申入れに対し、同部門は、ウィシュマ氏に経口補水液であるOS-1（以下「OS-1」という。）を与えていることなどを説明したこと（甲第4号証の2・20ページ）、甲第9号証に原告ら主張の記載があることは認める。

オ 「(5)」について（9ページ）

令和3年2月15日に行われたウィシュマ氏の尿検査の結果のうち原告

らが指摘する検査項目（ウロビリノーゲン、ケトン体及び蛋白質）が、原告らの指摘する内容であったことは認める。

カ 「(6)」について

(ア) 第1段落について

a 第1文について（9ページ）

認める。

b 第2文（「不許可とされた理由は」から始まる文）について（9ページ）

　　ウィシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の許否に係る決裁書（以下「仮放免関係決裁書」という。）の決裁の過程において、仮放免不許可の理由として原告ら主張の理由が追記され、最終的に名古屋入管次長が、「担当官等意見のとおり」との理由により、仮放免許可申請を不許可とする旨の判断をしたことは認める。

(イ) 第2段落について（9ページ）

訴状記載の「同日」というのが、令和3年2月16日であると解した上で、認める。

キ 「(7)」について（9ページ）

認める。

ク 「(8)」について（9ページ）

令和3年2月上旬から同月中旬に、ウィシュマ氏の摂食状況が不良であったこと、ウィシュマ氏が、看守勤務者に対し、自力で歩けないと訴え、看守勤務者の介助を受けてトイレに移動したこと、嘔吐を繰り返し、身体のしびれを訴えていたこと、支援者との面会の際に嘔吐用のバケツを持って面会室に入ったことがあったこと、嘔吐して支援者との面会が中止となったことがあったことは認める。

ケ 「(9)」について（10ページ）

おおむね認める。

ただし、2回目の仮放免許可申請書及び仮放免許可申請理由書には、「体調がよくないので外部の病院に行って治療を受けたい」との記載はなく、「外の病院に行って点滴を打ちたい」、「外に出て、検査を受けて、安心して生活したい」などと記載されている。

コ 「(10)」について (10ページ)

認める。

サ 「(11)」について (11ページ)

ウィシュマ氏が、令和3年2月24日及び同月25日に、看守勤務者に對し、病院に連れて行ってほしい旨の申出をしたことは認める。

(5) 「5 3月の状況 (ウィシュマさんの死)」について

ア 「(1)」について (10ページ)

令和3年3月以降、看守勤務者がウィシュマ氏の介助をしていたことは認める。

イ 「(2)」について (10ページ)

認める。

ウ 「(3)」について

(7) 第1段落について (10ページ)

認める。

(1) 第2段落 (「支援者は、同日」から始まる段落) について (10ページ)

ウィシュマ氏の支援者が、令和3年3月3日、ウィシュマ氏との面会終了後、名古屋入管に申入れをしたこと(甲第4号証の2・44ページ)、甲第9号証に原告ら主張の記載があることは認める。

エ 「(4)」について (11ページ)

令和3年3月4日、外部病院である掖済会病院の精神科医師が、ウィシ

ュマ氏に対し、就寝前薬として原告ら指摘の薬（ただし、訴状記載の「ニトラバゼム」は「ニトラゼパム」が正しい。）を処方したこと、看守勤務者がウィシュマ氏に対し、同日就寝前に同薬を服用させたことは認める。

オ 「(5)」及び「(6)」について（11ページ）

おおむね認める。

4 「第4 名古屋入管の故意・過失による違法行為」について

(1) 柱書について

ア 第1段落について（11ページ）

ウィシュマ氏が、収容中に死亡したこと、収容中に体調が悪化したこと

は認め、「適正な医療を受けられな」かったとの主張は争う。

イ 第2段落（「名古屋入管においては」から始まる段落）について（12

ページ）

争う。

ウ 第3段落（「以下では」から始まる段落）について（12ページ）

認否の限りでない。

(2) 「1 ウィシュマさんを死に至らしめた収容の継続」について

ア 「(1) 本件における収容継続は違法であったこと」について（12及び

13ページ）

争う。ただし、甲第11号証に原告ら主張の記載がされていることは認

める。

イ 「(2) 2020年8月20日以降、DV被害者のウィシュマさんを仮放

免せず収容したことは違法である」について（13及び14ページ）

争う。ただし、以下の事実は認める。

(ア) 「ア DV被害者を収容すべきでないこと」（13ページ）について、

甲第12号証の通達に原告ら指摘の記載があること

(イ) 「イ 逃亡のおそれがないこと」（13ページ）のうち、ウィシュマ

氏が令和2年（2020年）8月19日、「日本に身寄りがない」旨述べて、交番に出頭し、翌20日、名古屋入管に引き渡されて、収容令書により収容されたこと、同日の違反調査において、原告ら主張の供述をしており、当時の所持金が1350円であったこと

(ウ) 「ウ ウィシュマさんがDV被害者であり仮放免すべきだったこと」

(13ページ) のうち、ウィシュマ氏が同月21日、退去強制令書の執行を受けた際、原告ら主張の供述をしていたこと

ウ 「(3) 2021年1月4日以降、1回目の仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続したことは違法である」について（14及び15ページ）

争う。ただし、以下の事実は認める。

(ア) 「ア 申請内容からDV被害が明らかであること」（14ページ）のうち、ウィシュマ氏が1回目の仮放免許可申請時に提出した書面に、原告ら主張の内容が記載されていること、同申請時に元交際相手の手紙が添付されていたこと、ウィシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の際に、支援者による身元保証書が提出されていたこと、令和3年1月13日には、原告らが主張する内容が記載された支援者作成の書面が追加で提出されたこと

(イ) 「イ 帰国させる圧力として収容を継続したこと」（14ページ）のうち、甲第13号証の運用方針が、被収容者のうち、「仮放免を許可することが適當とは認められない者」について、「原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める」と定めていること、仮放免関係決裁書の決裁の過程において、仮放免不許可の理由として原告ら主張の理由が追記されたこと、最終的に名古屋入管次長が「担当官等意見のとおり」として1回目の仮放免許可申請を不許可としたこと

(ウ) 「ウ 1月下旬以降、健康不良が顕在化したこと」（15ページ）の

うち、ウィシュマ氏が、令和3年1月18日、名古屋入管の診療室の看護師に対し、吐き気、胃酸の逆流等の症状を訴えるとともに、パン、菓子及び飲料は摂取しているが摂取量が減少していることを訴えたこと、原告ら主張のとおりウィシュマ氏の体重が減少したこと、同月28日、ウィシュマ氏の嘔吐物に血が混じっていたこと、同日、ウィシュマ氏が体調不良を訴えたこと

エ 「(4) 2月15日前後に仮放免せず、収容を継続したことは違法である」について(15及び16ページ)

争う。ただし、以下の事実は認める。

(ア) 「ア 「ケトン体3+」と収容に耐えられない状態であったこと」(15ページ)のうち、令和3年2月15日に行われたウィシュマ氏の尿検査の結果に関して、原告らが指摘する検査項目(ウロビリノーゲン、ケトン体及び蛋白質)が、原告らの指摘する内容であったこと

(イ) 「イ 車椅子の使用、嘔吐の繰り返しなど、収容に耐えられないことは外見上も明らかであったこと」(16ページ)のうち、ウィシュマ氏が、同月3日以降、看守勤務者に対し、自力で歩行できない旨訴えて車椅子を利用するようになったこと、同日、嘔吐を繰り返し、診療を申し出たこと、面会中に体調不良を訴えて面会が中止となったことがあったこと、同月5日に支援者がウィシュマ氏と面会しようとした際の状況として、甲第9号証に「職員から、本人が起きてこないと伝えられ、面会中止」と記載されていること

オ 「(5) 2月22日以降、2回目の仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続したことは違法である」について(16及び17ページ)

争う。ただし、以下の事実は認める。

(ア) 「ア 申請内容から体調不良が明らかであること」(16ページ)のうち、2回目の仮放免許可申請書及び仮放免許可申請理由書に、「外の

病院に行って点滴を打ちたい」、「外に出て、検査を受けて、安心して生活したい」などと記載されていること。なお、上記申請書及び申請理由書には、「体調がよくないので外部の病院に行って治療を受けたい」との記載はない。

- (イ) 「イ 健康状態の悪化は外見上からも明らかであったこと」(16ページ)のうち、ウィシュマ氏が点滴を受けておらず、入院していないこと、ウィシュマ氏の体重が原告ら主張のとおり収容開始時から減少したこと、令和3年2月中旬以降、ウィシュマ氏が記載する文字が判読し難い文字であったこと
- カ 「(6) 結論」について(17ページ)
争う。
- (3) 「2 必要な医療を提供せずにウィシュマさんを死に至らしめたこと」について
ア 「(1) 名古屋入管が被収容者の生命及び健康を維持する義務を負うこと」(17ないし19ページ)について
争う。ただし、以下の事実は認める。
- (ア) 「ア 生命健康維持義務」(17ページ)のうち、入管法39条1項及び52条5項が外国人を収容できる旨を規定していること、一般論として、被告が、被収容者の健康を保持するために、被収容者に対し、収容施設の性格、設備等を含めた医療環境の特性等を考慮して決せられる医療水準に照らして適切な医療上の措置を講じる義務を負うこと
- (イ) 「イ 入管法・被収容者処遇規則」(17ページ)のうち、原告ら主張の規定が入管法及び被収容者処遇規則(以下「処遇規則」という。)にあること
- (ウ) 「ウ 名古屋入管被収容者処遇細則」(18ページ)のうち、原告ら主張の規定が名古屋出入国在留管理局被収容者処遇細則にあること

- (イ) 「エ 法務省入国管理局長指示」(18ページ)のうち、原告ら主張の指示が平成30年3月5日付け法務省入国管理局長指示「被収容者の健康状態及び動静把握の徹底について」にあること
- (オ) 「オ 国際条約等」(18ページ)のうち、一般論として、被告が、被収容者の健康を保持するために、被収容者に対し、収容施設の性格、設備等を含めた医療環境の特性等を考慮して決せられる医療水準に照らして適切な医療上の措置を講じる義務を負うこと
- (カ) 「カ まとめ」(19ページ)のうち、一般論として、被告が、被収容者の健康を保持するために、被収容者に対し、収容施設の性格、設備等を含めた医療環境の特性等を考慮して決せられる医療水準に照らして適切な医療上の措置を講じる義務を負うこと

イ 「(2) 名古屋入管がウィシュマさんに対する生命健康維持義務を怠ったこと」について(19ないし22ページ)
争う。ただし、以下の事実は認める。

- (ア) 「ア 体調が悪化した1月頃に適切な医療措置をしなかったこと」(19ページ)のうち、ウィシュマ氏が、令和3年1月中旬以降、体調不良を訴えるようになったこと、吐き気、胃液の逆流等の症状を看護師に訴えたこと、原告ら主張のとおりウィシュマ氏の体重が減少したこと、ウィシュマ氏が同月28日、吐しや物に血が混じる嘔吐をし、外部の病院での診療を求め、同月29日、同氏と面会した支援者から外部の病院での診療の求めがあったこと、同年2月5日、ウィシュマ氏が外部の病院の消化器内科を受診したこと、同日にウィシュマ氏を診察した中京病院の医師が、検査前の診察記事として原告ら主張のとおり記載したこと、同月10日に支援者がウィシュマ氏を外部病院で点滴を受けさせるべきである旨の申入れをしたこと、名古屋入管がウィシュマ氏に対し、点滴や入院の措置を執らなかったこと。なお、前記3(4)イのとおり、原告

らが指摘する診察記事の「内服できないのであれば点滴、入院」との記載内容は、中京病院の医師が胃カメラ検査実施前の所見として記載したものであり、確定的な所見を示したものではない。同医師は、胃カメラ検査等実施後、府内内科等医に対し、総合所見欄に「高度の逆流性食道炎も疑い胃カメラも行いましたが、ほとんど所見は認めませんでした。症状的には胃酸の逆流がありそうなので、ランソプラゾールを継続頂ければとお思います（ママ）。（中略）貴院にて継続治療をお願いいたします。」と記載した診療情報提供書（甲第4号証の2・16ページ、甲第5号証54ページ）を作成している。

- (イ) 「イ 2月15日には飢餓状態であったのに適切な医療措置をしなかったこと」（20ページ）のうち、令和3年2月15日の尿検査において、原告ら指摘の検査結果が出ており、ウィシュマ氏について、飢餓状態で電解質異常や腎機能障害を招来している可能性があったこと、看護師が、看守勤務者に対し、ウィシュマ氏に与えるOS-1の量を1日1000ミリリットル（500ミリリットル入りペットボトル2本）を目安に増やすよう指示したこと、同月16日にウィシュマ氏を診察した名古屋入管の非常勤医師（整形外科医。以下「府内整形外科医」という。）が精神科の受診を勧めたこと、同月18日にウィシュマ氏を診察した府内内科等医がウィシュマ氏について精神科の受診を指示したこと
- (ウ) 「ウ 2月15日以降、ウィシュマさんが顕著に衰弱していったにもかかわらず適切な医療措置をしなかったこと」（20ページ）のうち、ウィシュマ氏が頭、首、全身にしびれがあり、口の周りもしびれると訴えていたこと、ウィシュマ氏の摂食状況が不良であったこと、ウィシュマ氏が、自力で歩けないと訴え、看守勤務者の介助を受けてトイレに移動したこと、嘔吐を繰り返し、身体のしびれを訴えていたこと、支援者との面会の際に嘔吐用のバケツを持って面会室に入ったことがあつ

たこと、嘔吐して面会中止となつたことがあつたこと、ウィシュマ氏が令和3年2月22日、2回目の仮放免許可申請をしたが、筆跡が乱れていたこと、ウィシュマ氏が、同月23日、同月24日、同月25日及び同月27日に、原告ら主張の訴えをしたこと

(イ) 「エ 3月4日に飢餓状態で身体的に衰弱していたウィシュマさんを精神科に連れて行ったこと」(21ページ)のうち、令和3年3月4日、名古屋入管は、ウィシュマ氏に掖済会病院の精神科を受診させたこと、ウィシュマ氏を診察した医師が、同氏に対し、原告ら指摘の薬を各1錠(1日1回当たりの量)処方したこと

(オ) 「オ 亡くなるまで救急搬送を要請しなかつたこと」(22ページ)のうち、ウィシュマ氏が令和3年3月5日以降、自力で身体を動かすことがままならず、職員の問い合わせにほとんど応じず、同日から同月6日午前にかけ、血圧を測定することができなかつたこと(なお、同月4日、ウィシュマ氏は、ぐったりした様子でぼそぼそとした話し方をしていたが、手足の動きに問題はなく、話すこともできていた(甲第4号証の1・46ページ))、同月6日午後2時7分頃、看守勤務者がウィシュマ氏の脈拍を確認したが、脈拍を確認できなかつたこと、ウィシュマ氏の指先が冷たく感じられたこと、看守勤務者による血圧の測定ができなかつたこと、看守勤務者等が同日午後2時15分頃に救急搬送を要請したこと

(カ) 「カまとめ」(22ページ)のうち、ウィシュマ氏が、令和3年3月6日、33歳で死亡したこと

5 「第5 損害」について

- (1) 「1 ウィシュマさん固有の損害 1億1208万1200円」について
ア 「(1) 逸失利益 7208万1200円」について(22及び23ページ)

争う。なお、甲第17号証に原告ら主張の内容が記載されていることは認める。

イ 「(2) ウィシュマさんの死亡慰謝料 4000万円」について（23ページ）

争う。なお、看守勤務者が、原告ら主張のとおりの発言をしたことは認める。

ウ 「(3) 相続」について（23及び24ページ）

争う。なお、ウィシュマ氏がスリランカ国籍を有する外国人であること、相続は被相続人の本国法によること、甲第18号証の1の題名及び黄色着色部分の訳文である同号証の2に原告ら主張の記載があることは認める。

甲第18号証の2に記載のあるスリランカの「婚姻の権利及び相続法令」第57章には、子が死亡した場合で父母の一方のみが生存している場合には、生存している父母の一方が半分を、兄弟姉妹が残りの半分を相続する旨の規定があるが、これが被相続人の配偶者や子がない場合の規定であるかは明らかでなく、また父母を同じくする兄弟姉妹の相続分が平等であるかも明らかでない。

原告らは、スリランカの相続法に関し、原告らの相続分を特定するために必要な範囲の全文について、その訳文を添付した上で、書証として提出されたい。

また、被告は、原告らがウィシュマ氏の母及び妹であることは争わず、ウィシュマ氏の父が死亡していること（甲第2号証の3）、ウィシュマ氏の死亡時に配偶者がいなかったことも積極的には争わないが、ウィシュマ氏の出生から死亡までに子がいなかったこと、ウィシュマ氏の兄弟姉妹が原告ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ氏及び原告ラトナヤケ・リヤナゲ・ポールニマ・ラトナヤケ氏のみであることは不知。

(2) 「2 原告ら遺族の固有の慰謝料 各原告1000万円」について（24ページ）

争う。

(3) 「3 弁護士費用 各原告請求額の1割」について（25ページ）

争う。

(4) 「4 小括」について（25ページ）

争う。

6 「第6 結語」について（25ページ）

争う。

7 「第7 求釈明」について（25ページ）

認否の限りでない。

なお、求釈明に対する国的回答については、後記第8のとおりである。

第2 本件に関する事実経過等

1 ウィシュマ氏の身分事項

ウィシュマ氏は、昭和62年（1987年）12月5日生まれのスリランカ国籍を有する外国人女性である（乙第1号証1ページ）。

2 ウィシュマ氏の入国及び在留状況（退去強制手続に係るものを含む。）について（特に証拠の記載がないものについては乙第1号証による。）

（1） ウィシュマ氏は、平成29年5月25日、在留資格「留学」、在留期間「1年3月」とする在留資格認定証明書の交付を受けた。

（2） ウィシュマ氏は、同年6月29日、東京入国管理局（現東京出入国在留管理局。以下、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）による改正前の東京入国管理局又は同法律改正後の東京出入国在留管理局を問わず、「東京入管」という。）成田空港支局入国審査官から、在留資格「留学」、在留期間「1年3月」、在留期

限「平成30年9月29日」とする上陸許可を受けて、本邦に上陸した。

(3) ウィシュマ氏は、平成30年9月21日、東京入管において、難民認定申請をした。

(4) ウィシュマ氏は、同年10月15日、東京入管において、在留資格「特定活動」、在留期間「2月」、在留期限「平成30年12月15日」、指定活動「本邦に在留し難民認定申請又は審査請求を行っている者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」とする在留資格変更許可を受けた。

(5) ウィシュマ氏は、同年12月13日、名古屋入管静岡出張所において、在留期間更新許可申請をした。

(6) 名古屋入管局長は、平成31年1月22日、前記(5)の在留期間更新許可申請に対し、在留期間更新不許可処分をした。これにより、平成30年法律第102号による改正前の入管法20条5項の規定を準用する同法21条4項の規定により、前記(4)の在留期限経過後も従前の在留資格をもって在留していたウィシュマ氏は、不法残留となった。

　　ウィシュマ氏は、同日、スリランカへの帰国を理由として、前記(3)の難民認定申請を取り下げた。

(7) 名古屋入管入国警備官は、同月23日、ウィシュマ氏に係る入管法違反事件を立件した。

(8) 名古屋入管入国警備官は、同年2月7日及び同月15日、違反調査（入管法27条）のためにウィシュマ氏の連絡先電話番号に対し、電話発信をしたが、現在使用されていないとのアナウンスが流れるなどし、ウィシュマ氏と連絡を取ることができなかつた（甲第4号証の1・22ページ）。

(9) 名古屋入管入国警備官は、同日、名古屋入管への出頭をウィシュマ氏に求める旨の呼出状を作成し、当該呼出状を静岡県内の同氏の住居に発送したものの、当該呼出状は、同年3月4日、保管期間経過により返送された（甲第

4号証の1・22及び23ページ)。

- (10) ウィシュマ氏は、令和2年8月19日、静岡県沼津警察署（以下「沼津警察署」という。）警察官により、入管法違反（不法残留）の容疑で現行犯逮捕された（甲4号証の1・23ページ）。
- (11) 名古屋入管主任審査官^{*1}は、同月20日、ウィシュマ氏に対する収容令書を発付した（乙第2号証）。
- (12) 同日、沼津警察署司法警察員は、入管法65条1項の規定に基づき、名古屋入管において、ウィシュマ氏を名古屋入管入国警備官に引き渡し、名古屋入管入国警備官は、前記(11)の収容令書を執行し、ウィシュマ氏を名古屋入管収容場に収容した（乙第2号証）。
- (13) 名古屋入管入国警備官は、同日、ウィシュマ氏に対する違反調査をし、ウィシュマ氏を名古屋入管入国審査官に引き渡した（乙第2号証）。
- (14) 名古屋入管入国審査官は、同月21日、ウィシュマ氏に対する審査を行い、その結果、ウィシュマ氏が入管法24条4号口（不法残留）に該当する旨認定し、同氏にその旨通知した。
　　ウィシュマ氏は、同認定に服し、口頭審理を放棄した。
- (15) 名古屋入管主任審査官は、同日、ウィシュマ氏に対する退去強制令書を発付した（乙第3号証）。
- (16) 名古屋入管入国警備官は、同日、名古屋入管において、ウィシュマ氏に対し、前記(15)の退去強制令書を執行し、ウィシュマ氏を引き続き名古屋入管収容場に収容した（乙第3号証）。
- (17) ウィシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した（以下「1回目仮放免許可申請」という。乙第4号証）。

*1 主任審査官とは、上級の入国審査官で出入国在留管理庁長官が指定するものをいう（入管法2条11号）。

1回目仮放免許可申請の保証人は、S 3氏であった（甲第4号証の1・58ページ）。

- (18) 名古屋入管主任審査官は、同年2月16日、1回目仮放免許可申請に対し、不許可処分をし、これをウィシュマ氏に通知した（乙第5号証）。
- (19) ウィシュマ氏は、同月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した（以下「2回目仮放免許可申請」という。甲第14号証）。
- (20) ウィシュマ氏は、同年3月6日、死亡した。なお、2回目仮放免許可申請は、ウィシュマ氏の死亡により、終止処分となつた。

3 ウィシュマ氏の収容後の診療状況について

- (1) ウィシュマ氏は、令和2年9月20日、胸部エックス線撮影希望の申出を行い（甲第6号証の1）、同月23日に同撮影が実施され、異常なしと判定された（甲第5号証40ページ）。
- (2) ウィシュマ氏は、同年11月11日、歯科診療の申出を行い（甲第6号証の2）、同月12日、名古屋入管収容場内において歯科診療を受け、外部病院での診療を指示された（乙第6号証1及び2枚目）。
- (3) ウィシュマ氏は、同月27日、名古屋市内所在の歯科医院において、歯科診療を受け、ロキソニン錠を処方された（甲第5号証26ページ、甲第7号証の1、乙第6号証3及び4枚目）。
- (4) ウィシュマ氏は、同年12月4日、前記歯科医院において、歯科診療を受けた（甲第5号証26ページ、甲第7号証の2、乙第6号証5枚目）。
- (5) ウィシュマ氏は、令和3年1月21日、名古屋入管の診療室の看護師と面談し、主食（パン）を食べられなくなったことや胃の上部の痛みを訴えた。 庁内内科等医は、看護師からウィシュマ氏の症状等を聞き、ウィシュマ氏について、X線検査、血液検査、心電図検査及び尿検査を実施した上で、庁内診療、すなわち、名古屋入管内における診療を受けさせるよう指示し（甲第4号証の1・37ページ）、ウィシュマ氏は、同月22日、心電図検査を受

けた（甲第4号証の1・37ページ、甲第5号証28、47ないし49ページ）。

(6) ウィシュマ氏は、同月24日、胸部エックス線撮影希望の申出を行い（甲第6号証の3）、同月26日に同撮影が実施され、異常なしと判定された（甲第4号証の1・37ページ、甲第5号証41ページ）。

(7) ウィシュマ氏は、同月25日、血液検査のため、採血を受けた（甲第4号証の1・37ページ、同号証の2・3ページ、甲第5号証28、42ないし46ページ、乙第10号証）。

(8) ウィシュマ氏は、同月26日、尿検査を受けた（甲第4号証の1・37ページ、同号証の2・4ページ（脚注8）、甲第5号証50ページ）。

(9) ウィシュマ氏は、同月27日、診療の申出を行い（甲第6号証の4）、同月28日、名古屋入管収容場内において、府内内科等医の診療を受け、病名「右下肢疼痛・しびれ」、診療結果「経過観察」との診断を受けたが、体調不良の原因となるような内科的所見は認められず、末梢性神經障害治療剤であるメコバラミン錠500「トーワ」0.5ミリグラム及び鎮痛・抗炎症・解熱剤であるロキソプロフェンNa錠60ミリグラム「トーワ」を処方された（甲第4号証の1・37、38及び67ページ、同号証の2・4及び5ページ、甲第5号証28及び29ページ、乙第6号証6及び7枚目）。

(10) ウィシュマ氏は、同年2月3日、診療の申出を行い（甲第6号証の5）、同月4日、名古屋入管収容場内において、府内内科等医の診療を受け、病名「消化器器質的疾患（疑）」、診療結果「経過観察」との診断を受けた。府内内科等医は、ウィシュマ氏に対し嘔吐等の解消・抑制のため、消化管運動改善剤であるナウゼリンOD錠10・10ミリグラム及び消化性潰瘍治療薬であるランソプラゾールOD錠15ミリグラム「トーワ」を処方するとともに、外部病院（消化器内科）での診察を指示した（甲第4号証の1・38及び39ページ、同号証の2・13及び14ページ、甲第5号証30及び31ページ）。

ジ、乙第6号証8及び9枚目)。序内内科等医は、同日、診療録に「器質疾患無ければ精神科考慮」と記載するとともに(甲第5号証31ページ)、外部病院宛ての診療情報提供書を作成した(甲第5号証52及び53ページ)。

(11) ウィシュマ氏は、同月5日、中京病院消化器内科において、中京病院の医師による診察及び上部内視鏡検査(胃カメラ検査)を受けた。同医師は、序内内科等医が作成した診療情報提供書(甲第5号証52及び53ページ)を受領して、上記の診察及び検査を行ったが、ウィシュマ氏について、体調不良の原因となるような所見は認められなかった(甲第4号証の1・39及び67ページ、同号証の2・14ないし17ページ、甲第5号証33及び55ないし57ページ、甲第7号証の3、乙第6号証10ないし13枚目)。

同日、中京病院消化器内科の前記医師は、序内内科等医宛てに、総合所見欄に「高度の逆流性食道炎も疑い胃カメラも行ないましたが、ほとんど所見は認めませんでした。症状的には胃酸の逆流がありそうなので、ランソプラゾールを継続頂ければとお思います(ママ)。(中略)貴院にて継続治療をお願いいたします。」と記載した診療情報提供書(甲第4号証の2・16ページ、甲第5号証54ページ)を作成した。

(12) ウィシュマ氏は、同月15日、尿検査を受けた(甲第4号証の1・40及び41ページ、甲第5号証51ページ)。

(13) ウィシュマ氏は、同日、診療の申出を行い(甲第6号証の6)、同月16日、名古屋入管収容場内において、序内整形外科医の診察を受けた。序内整形外科医は、ウィシュマ氏の訴えの内容や手足の動作を確認するなどし、その結果、ウィシュマ氏の訴える全身のしびれは整形外科的な疾患によるものではないと判断し、ウィシュマ氏に対し、精神科の受診を勧め、病名「心身症」、診療結果「他科へ」と診断した(甲第4号証の1・41ページ、同号証の2・24ページ、甲第5号証34ページ、乙第6号証14枚目)。

(14) ウィシュマ氏は、同月17日頃、診療の申出を行い(甲第6号証の7)、

同月18日、名古屋入管収容場内において、庁内内科等医の診察を受けた。 庁内内科等医は、ウィシュマ氏が全身のしびれなどを訴えているものの、これまでの消化器内科や整形外科での診療経緯などを踏まえ、ウィシュマ氏について、器質的疾患がはつきりとしないため、ストレスから自律神経のバランスが崩れ、食欲不振、吐き気又はしびれの症状が出た可能性を疑い、病名「心身症（疑い）」と診断し、メコバラミン錠500「トーワ」0.5ミリグラム、ランソプラゾールOD錠15ミリグラム「トーワ」を処方するとともに、外部医療機関（精神科）での診察を指示した（甲第4号証の1・41ページ、同号証の2・26ページ、甲第5号証34ページ、乙第6号証15及び16枚目）。

庁内内科等医は、同日、診療録に「器質的疾患はつきりせず 精神科へ」と記載するとともに（甲第5号証34ページ）、外部病院宛ての診療情報提供書を作成した（甲第5号証58ないし60ページ）。

(15) ウィシュマ氏は、同月22日、診療の申出を行い（甲第6号証の8）、同日、名古屋入管収容場内において、庁内内科等医の診察を受け、病名「心身症疑い」、診察結果「経過観察」と診断され、経腸栄養剤であるイノラス配合経腸用液を新規に処方された（甲第4号証の1・42ページ、甲第5号証35ページ、乙第6号証17及び18枚目）。

(16) ウィシュマ氏は、同年3月3日、被収容者申出書に「薬をください」旨記載し（甲第6号証の9）、同月4日、メコバラミン錠500「トーワ」0.5ミリグラム、ランソプラゾールOD錠15ミリグラム「トーワ」、イノラス配合経腸用液及びナウゼリンOD錠10・10ミリグラムを継続して処方された（甲第5号証36ページ、乙第6号証19ないし21枚目）。

ウィシュマ氏は、同日、掖済会病院精神科において、同病院精神科の医師による診察及び頭部CT検査を受けた（甲第5号証36ページ、甲第7号証の4）。同医師は、庁内内科等医作成に係る診療情報提供書（甲第5号証5

8ないし60ページ)を受領して、上記診察及び検査を行い、病名「身体化障害の疑い」、診療結果「不眠・幻聴に対して薬を処方」と診断し、ウイシュマ氏に対し、抗精神病薬であるクエチアピン錠100ミリグラム「サンド」及び睡眠誘導剤であるニトラゼパム錠5ミリグラム「トーワ」を処方した(甲第4号証の1・46及び47ページ、甲第5号証61ページ、乙第6号証22及び23枚目)。

(17) 披済会病院精神科の前記医師は、同日、庁内内科等医に対し「診察時、患者はぐつたりしているが、話は何とかできていた。手足の筋は弛緩気味。病的反射はみられず。(中略) 念のため頭部CTをしたが、とくに異常なし。確定はできないが、病気になることで仮釈放してもらいたい、という動機から、詐病・身体化障害(いわゆるヒステリー)を生じた、ということも考えうる。さしあたり、幻聴、不眠、嘔気に効果のかる(ママ)薬を出して様子見とする。(中略) 2週間後に再診とした。その後の様子を見て対応を考えることにしたい。」旨記載した診療情報提供書を作成した(甲第4号証の1・46ないし48ページ、同号証の2・47ないし50ページ、甲第5号証61ページ、甲第7号証の4)。

第3 本件発生時の名古屋入管の医療体制等

1 医療体制

(1) 診療室の体制(甲第4号証の1・3及び4ページ、乙第7号証)

名古屋入管には、被収容者の医療等に対応するため、診療室が設置されていた。

診療室の室長は次長であり、局長が指名した処遇部門の統括入国警備官が室長補佐として置かれていた。そのほか、以下の者が診療室の職員とされていた。

ア 医師2名(以下「庁内医師」という。)

(ア) 庁内内科等医（内科・呼吸器内科・アレルギー科、嘱託の非常勤）

診療日時は、原則として、毎週月曜日及び毎週木曜日午後1時15分から午後3時15分まで。

(イ) 庁内整形外科医（整形外科、嘱託の非常勤）

診療日時は、原則として、毎月第三火曜日午後3時から午後5時まで。

イ 看護師1名（女性、嘱託の非常勤）

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時45分まで勤務。

ウ 准看職員2名（准看護師免許を有する常勤の入国警備官。男女各1名）

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時45分まで勤務。

(2) 診療室に備えられた医療設備（甲第4号証の1・4及び5ページ）

診療室には、レントゲン機器、心電計、AED、超音波診断器等が設置されていた。

ただし、本件発生当時、診療室には点滴の実施に必要な設備・機材はなかった。

2 名古屋入管における被収容者の診療について

名古屋入管における被収容者の診療（以下、名古屋入管内の診療を「府内診療」といい、外部医療機関での診療を「府外診療」という。）に至るまでの手順（緊急時を除く。）等は、以下のとおりとなっていた。

(1) 府内診療までの手順（甲第4号証の1・9及び10ページ）

被収容者から体調不良の訴えがあった場合、その訴えを受けた看守勤務者は、訴えの内容や被収容者の体調等を考慮して、必要があれば救急常備薬の服用を促すなどし、その後、当該被収容者の体調の変化やその動静等に注意を払い、これらから当該被収容者について診療が必要であると判断した場合には、看護師等が健康相談としてのカウンセリングを行うなどして府内診療の要否を検討し、その必要があると判断した場合には、その情報が看守勤務者に共有され、当該被収容者から看守勤務者に提出された府内診療を希望す

る旨の被収容者申出書に基づき、庁内医師の勤務日にその診療を受けさせていた。

また、被収容者から体調不良の訴えがなかった場合でも、看守勤務者が見張り勤務や収容場の動しよう（看守勤務者が収容場内を移動しながら被収容者の動静等の警戒をすること）により体調不良者を把握した場合には、被収容者に庁内診療を希望する旨の被収容者申出書を提出させた上で、庁内診療を受けさせていた。

(2) 庁外診療までの手順（甲第4号証の1・10及び11ページ）

被収容者の状態等によっては、診療室や庁内医師の判断等を踏まえ、庁外診療を受けさせることもあり、その場合は、庁内診療における庁内医師の指示を受け、診療担当の職員が、外部医療機関に診療の予約をした上で、外部医療機関まで被収容者を連行して受診させるなどしていた。

なお、庁内医師は、外部医療機関の診療指示をする場合、外部医療機関の医師に宛てた診療情報提供書を作成していた。また、外部医療機関を受診した被収容者の入院の要否については、受診先の外部医療機関の医師の判断に従っていた。

(3) 休日、夜間等の庁内医師らの不在時の対応（甲第4号証の1・11ページ）

休日、夜間等の庁内医師らの不在時に、看守勤務者が被収容者の体調不良を把握した場合は、直ちに看守勤務者から看守責任者に報告することとされていた。

報告を受けた看守責任者は、当該被収容者の症状等に応じ、外部医療機関への救急搬送又は救急外来への連行、休養室での容態観察、救急常備薬の投与等の対応を判断していた。

第4 名古屋入管の職員の行為に国賠法上の違法はないこと

1 はじめに

原告らは、ウィシュマ氏が、令和2年8月20日から名古屋入管収容場に収容され、令和3年3月6日、収容中に死亡したことに関し、名古屋入管の職員において、①違法な収容を継続したことによってウィシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為（以下「収容継続の違法行為」という。）、又は②健康を害したウィシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為（以下「医療不提供の違法行為」という。）があるとして、被告は国賠法上の損害賠償責任を負う旨主張する（訴状第4柱書・11及び12ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、名古屋入管の職員の行為に国賠法上の違法は認められない。

2 国賠法1条1項における「違法」の意義について

- (1) 国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ）。
- (2) この点、処分等の取消訴訟における違法は、行政処分の法的効果発生の前提である法的要件充足性の有無を問題とするものであるのに対し、国賠法上の違法は、損害填補の責任を誰に負わせるのが公平かという見地に立って行政処分の法的要件以外の諸種の要素も対象として総合判断すべきものであるから、国賠法1条1項にいう違法は、行政処分の効力発生要件に関する違法とはその性質を異にするものであり、究極的には他人に損害を加えることが法の許容するところであるかどうかという見地からする行為規範違反性と解すべきである（井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度（上）37

7ページ)。

このように、国賠法1条1項にいう違法は、単に権利侵害の事実が認められるだけでは足りず、法律による行政の原理に基づき、公権力の行使には国民の権利ないし法益の侵害の危険を内包していることを前提として、公務員が職務上課せられている法的義務、すなわち、個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反するか否かという視点から判断されるべきであり（職務行為基準説）、職務上の法的義務違反が肯定されるのは、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と公権力を行使したと認め得るような事情がある場合に限られると解すべきである（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・判例時報1675号48ページ）。

3 ウィシュマ氏の収容を継続したことに国賠法上の違法は認められないこと (収容継続の違法行為について)

(1) 原告らの主張

原告らは、収容継続の違法行為につき、名古屋入管の職員が、①令和2年（2020年）8月20日以降、DV被害者のウィシュマ氏を仮放免せず収容し続けたこと（訴状第4の1(2)・13及び14ページ）、②令和3年（2021年）1月4日以降、ウィシュマ氏の1回目仮放免許可申請を許可せず、収容を継続したこと（訴状第4の1(3)・14及び15ページ）、③同年2月15日前後にウィシュマ氏を仮放免せず、収容を継続したこと（訴状第4の1(4)・15及び16ページ）、④同月22日以降、ウィシュマ氏の2回目仮放免許可申請を許可せず、収容を継続したこと（訴状第4の1(5)・16及び17ページ）もって、国賠法1条1項にいう違法がある旨主張する。

(2) 被告の反論

前記2で述べたところを踏まえると、ウィシュマ氏の仮放免を許可せずに収容を継続したことが国賠法上違法と評価されるのは、名古屋入管の職員が

職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とウィシュマ氏の収容を継続していたと認められるような事情がある場合に限られることになる。

しかしながら、ウィシュマ氏に仮放免を許可せずに収容を継続したことは、入管法が規定する退去強制手続にのっとった適法なものであり、名古屋入管の職員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とウィシュマ氏の収容を継続していたとは認められず、国賠法上の違法は認められない。

ア ウィシュマ氏の収容は、入管法が規定する退去強制手続にのっとった適法なものであること

(ア) 退去強制手続の概要

退去強制事由に該当する外国人に対する退去強制手続は、概要、以下のとおりである。

入管法24条は、「次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。」として、一定の外国人を所定の手続に従って本邦から退去強制することができる旨規定している。

そして、入国警備官は、入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人(以下「容疑者」ともいう。)があれば、容疑者について違反調査をした上、退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により当該容疑者を収容することができ、容疑者を収容したときは、当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならない(入管法27条、39条、44条)。

容疑者の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者(入管法24条各号のいずれかに該当し、かつ、同法24条の3所定の出国命令対象者に該当しない外国人)に該当するかどうかを速やかに審査の上、認定しなければならない(入管法45条)。そして、入国審査官が、当該容疑者が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、

当該容疑者が、当該認定に服さず(容疑事実は認めるが、在留特別許可を求める場合を含む。)、口頭審理を請求したときは、特別審理官^{*2}が口頭審理を行い、入国審査官の認定に誤りがないかどうかを判定しなければならない(入管法47条3項及び4項、48条)。

さらに、特別審理官が、入国審査官の認定に誤りがないと判定した場合において、当該容疑者がこの判定に服さず異議を申し出たときは、法務大臣等は、その異議の申出に理由があるか否かを裁決し、その結果を主任審査官に通知するものとされている(入管法48条8項、49条、69条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則61条の2)。

なお、この一連の退去強制手続において、当該容疑者が入管法24条各号のいずれかに該当するとの入国審査官の認定若しくは特別審理官の判定に服したとき、又は法務大臣等から異議の申出は理由がない旨の裁決の通知を受けたときには、主任審査官は、当該容疑者に対する退去強制令書を発付しなければならない(入管法47条5項、48条9項、49条6項)。

そして、入国警備官は、退去強制令書を執行して、当該容疑者を本邦外の送還先に速やかに送還することとなるが(入管法52条3項)、直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を収容することができる(入管法52条5項)。

(イ) 退去強制令書発付処分による収容の意義及び内容

- a 前記(ア)で述べた一連の退去強制手続は、容疑者の身柄を拘束して行うのが原則である(収容前置主義・原則収容主義。入管法39条1項、41条1項、52条5項)。

*2 特別審理官とは、口頭審理を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう(入管法2条12号)。

すなわち、入管法は、速やかに本邦から出国する意思をもって自ら出入国在留管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが確実と見込まれる外国人のうち一定の要件を満たす者については、退去強制事由があっても、出国命令対象者として扱い、収容せずに出国させる制度を設けている(入管法24条の3、55条の2、55条の3)。一方、このような出国命令対象者に当たらない容疑者については、入管法が「入国審査官は、審査の結果、容疑者が第24条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。」(入管法47条1項)、「特別審理官は、口頭審理の結果、前条第3項の認定が事実に相違すると判定したとき(容疑者が第24条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。)は、直ちにその者を放免しなければならない。」(入管法48条6項)、「主任審査官は、法務大臣から異議の申出(容疑者が第24条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。)が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。」(入管法49条4項)と定めているとおり、容疑者が入管法24条各号のいずれにも該当しないと判断されて放免されるまでは収容されていることが前提とされている。

このことは、①入管法63条1項が「退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、その者を収容しないときでも、その者について第5章(第2節並びに第52条及び第53条を除く。)の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。」と規定し、同規定に該当して身柄が拘束されている者を除く容疑者は、全て収容されていることを前提としていること、②入管法は、入国警備官が容疑者を收

容しないで違反事件を入国審査官に引き継ぐ場合の手続規定を設けていないこと、③特別審理官による口頭審理は、その性質上、容疑者の出頭を前提として行われるものであり、容疑者が収容されていないことを前提とした出頭手続を設けていないことからも導かれるところである(坂中英徳ほか「出入国管理及び難民認定法逐条解説〔改訂第四版〕」638ないし640ページ)。

かかる原則は、裁判例でも確認されている(神戸地裁昭和51年7月9日決定・訟務月報22巻8号1978ページ、東京地裁昭和51年9月27日判決・訟務月報23巻2号359ページ、東京高裁昭和51年10月5日決定・訟務月報22巻10号2432ページ、東京高裁昭和52年12月13日決定・訟務月報23巻13号2274ページ)。

b また、退去強制手続における収容の目的は、第1に、送還のために身柄を確保するという点にあるが、これに限定されるものではなく、第2に、退去強制事由該当者であるにもかかわらず、身柄を収容せず而在留活動を事実上許容することが、在留資格制度のびん乱につながるという点にもある。

前記の二つの目的のうち後者の目的についてふえんするに、入管法は、外国人の入国及び在留管理の基本となる制度として在留資格制度を採用している。在留資格制度とは、外国人が本邦に入国し在留して特定の活動を行うことができる法的地位又は特定の身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる法的資格としての「在留資格」を定め、外国人の本邦において行おうとする活動が、在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないこととして、この在留資格を中心に外国人の入国及び在留の管理を行うものである(入管法2条の2、19条1項、前記

逐条解説 57ないし 59ページ)。

そして、退去強制は、国家が好ましくないと認める外国人を行政手続によりその領域外に強制的に退去せしめることであるから、国家の有する主権の本質的な一作用として高度な公益性を有するものである上、前記 a で述べたとおり、一連の退去強制手続は収容令書又は退去強制令書により身柄を拘束して行うのが原則であるため、退去強制事由に該当するとして収容令書又は退去強制令書を発付を受けた当該容疑者を収容しないことは、同人の本邦内における在留活動を事實上認めることとなり、背理であるから、収容の目的の一つに在留活動の禁止が含まれることは、自明の理である。

このように、収容の目的の一つに在留活動の禁止があることは、前記各裁判例(前掲神戸地裁昭和51年7月9日決定、前掲東京高裁昭和51年10月5日決定、前掲東京高裁昭和52年12月13日決定)においても判示されているほか、大阪地方裁判所平成28年9月9日判決(平成27年(行ウ)第268号・公刊物未登載・自然確定、乙第11号証)も、「入管法は、外国人が本邦において行おうとする活動が在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないこととしており(入管法2条の2、19条1項)、このような在留資格制度を採用している以上、退去強制事由に該当するとして退去強制令書の発付を受けた者は、本邦において就労を含む在留活動の一切を行うことができないというべきであり、「入管法は、退去強制令書の発付を受けて収容されている者については、送還が可能となるまでの間、その身柄を収容することを原則としており、仮放免は、上記の原則に対する例外的措置として一時的に身柄の解放を認める制度であって、本邦での在留活動を認める制度ではない。」と判示しているところである。さらに、東京高等裁判所平成

30年5月8日判決(平成30年(行コ)2号・公刊物未登載、乙第12号証)も、「入管法は、退去強制手続において、退去強制令書の発付を受けて収容されている者については、送還が可能となるまでの間、その身柄を収容することを原則とし、仮放免の許可は、収容の原則に対する例外的措置であり、仮放免の許可をするか否かの判断は、入国者収容所長等の広範な裁量に委ねられていると解すべきこと、入管法は、退去強制令書の発付を受けた者について、送還が可能となるまでの間、その者が本邦において在留活動を行うことをおよそ予定しておらず、退去強制手続における修養(引用者注:ママ。「収容」の誤記と思われる。)の目的には、送還のための身柄確保のみならず、在留活動の禁止を担保することも含まれていると解すべきことは、前記引用された原判決が説示するとおりである。」と説示している。

そして、前記のような在留活動の禁止は、退去強制令書の執行による収容が継続されることによって達成される性質のものであるから、入管法は、同収容により、被収容者の移動の自由が制限され、それに伴って精神的苦痛等の一定の不利益が生ずることを当然に予定しているというべきであり、全ての外国人が在留資格を有して在留することを予定した我が国の在留資格制度の下では、退去強制令書の執行により収容された外国人に自由な活動が保障されないという事態もやむを得ないものである。

c 他方、退去強制令書に基づく収容は、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられるべきものであり(入管法61条の7第1項)、処遇内容を定めた入管法61条の7第2項ないし第5項並びに第6項に基づいて定められた処遇規則の規定を見ても、その処遇の内容は、かかる趣旨に従つたものとなっている。

この点、名古屋入管収容場においては、1日に6時間、各居室を開

放し、各居室、廊下、ホール及び娯楽室の自由な往来を認め、シャワー、洗濯機及び乾燥機、戸外運動場、国際・国内兼用電話機の利用を認めている。各居室にはテレビが設置されており、被収容者は、午前7時から午後10時まで自由に視聴できるほか、読書も居室等において自由にできるようになっている。

また、被収容者は、同収容場の居室内において朝及び夜に点呼の必要がある場合を除き、着座していなければならない等の規則はなく、横になることも自由であるし、被収容者が居室内でストレッチ体操などの運動をすることについても制限はなく、自ら軽い運動を行うことも自由にできる。

さらに、被収容者は、所定の手続を経れば、衣類、日用品及び飲食物を購入して居室に持ち込んで飲食することも可能であり（処遇規則35条、36条参照）、当然のことながら、被収容者相互間の会話も自由に行うことが許されている。

加えて、被収容者には、入国者収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、家族等との面会も許可されるほか（処遇規則34条1項）、入国者収容所等の保安上支障があると認められない通信文の発受（処遇規則37条）等の権利が認められており、被収容者は、これらの権利を行使して、家族等と面会し、電話、手紙等で連絡を取ることも可能である。

そして、被収容者の衛生、医療についても、入国者収容所等の清掃及び消毒が励行され、食器及び寝具等は充分清潔が保持されており（処遇規則29条）、必要な薬品が常備され、急病人の発生等の場合に応急の措置が行われるほか、り病又は負傷した被収容者に医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置が講じられる（処遇規則30条）。

以上のとおり、収容による制約は、可能な限り抑制され、被収容者

の健康についても十分配慮されている。

(ウ) 仮放免制度の概要

a 前記(ア)及び(イ)で述べたとおり、退去強制手続は、容疑者の身柄を収容して行うのが原則であるが、その例外的措置として、入管法54条2項は、「入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、(中略)その者を仮放免することができる。」と定めている。

この仮放免の制度は、収容令書等の発付を受けて収容されている者に関し、自費出国若しくはその準備のため又は病気治療のため等、身柄を収容するとかえって円滑な送還の執行が期待できない場合、その他人道的配慮を要する場合等特段の事情がある場合に、入国者収容所長又は主任審査官（以下「入国者収容所長等」という。）が、300万円を超えない範囲内で保証金を納付させるなどし、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務、その他必要と認める条件を付して在留活動を制限し、期限を設けるなど一定の条件を付した上で一時的に身柄の解放を認めるというものである。

b 以上のように、仮放免は、在留資格制度を根幹とする出入国管理制度の下、本来、本邦における在留活動が許されない者について、特別の事情が存する場合に例外的に認められる措置である。

イ 名古屋入管の職員が令和2年（2020年）8月20日以降、DV被害者のウィシュマ氏を仮放免せず収容し続けたことが違法であるとの原告らの主張に理由がないこと（前記(1)①の主張について）

(ア) 原告らは、ウィシュマ氏がDV被害者であり、逃亡のおそれがないことをもって、名古屋入管の職員が令和2年8月20日以降にウィシュマ

氏の仮放免を許可せずに収容し続けたことが違法である旨主張する（訴状第4の1(2)・13及び14ページ）。

(イ) しかしながら、前記ア(ウ)で述べたとおり、仮放免は、在留資格制度を根幹とする出入国管理制度の下で、本来、本邦における在留活動が許されない者について、例外的に認められる措置であって、その許否の判断は入国者収容所長等の広範な裁量に委ねられていると解される。それゆえ、入国者収容所長等の仮放免を許可しないとの決定については、仮放免の制度を設けた入管法の趣旨に明らかに反するなど仮放免を許可しないことが著しく合理性を欠き裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用にわたると認められるような特別の事情が認められない限り、行政処分として違法ということはできないと解するのが相当である。そして、前記のとおり、入国者収容所等への外国人の収容継続について国賠法上の違法が認められるのは、行政処分である仮放免の許否の判断における入国者収容所長等の広範な裁量を前提とした上で、入管の職員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該外国人の収容を継続していると認められる場合に限られるというべきであって、DV被害者や逃亡のおそれがない者の収容を継続していたとしても、それをもってその収容継続が直ちに国賠法1条1項の適用上違法となるものではない。

(ウ) また、原告らが主張の根拠とするDV事案に係る措置要領（以下「DV措置要領」という。甲第12号証2枚目以下）も、「DV被害者である容疑者に対して退去強制手続を進める場合は、当該容疑者が逃亡又は証拠の隠滅を図るおそれがある等、仮放免することが適当でないとき、又はその他の理由で仮放免により難い場合を除き、仮放免（中略）した上で所定の手続を進めるものとする。」（DV措置要領第5の2。甲第12号証5枚目）としており、DV被害者であることのみを理由として仮放免しなければならないとしているものではない。

(イ) その上で、ウィシュマ氏の逃亡のおそれについてみると、前記第2の2(6)ないし(9)のとおり、ウィシュマ氏は、平成31年1月22日、在留期間更新許可申請が不許可となり、以後不法残留となるとともに、同日、難民認定申請を取り下げたが、入国警備官が違反調査（入管法27条）のためにウィシュマ氏の連絡先電話番号に電話発信をしても応答せず、ウィシュマ氏の住居に呼出状を郵送しても返送されるなど、その所在が不明となった。このような状況からすると、前記第2の2(10)のとおり、ウィシュマ氏が令和2年8月19日に自ら沼津警察署に出頭したとはいえ、逃亡のおそれが認められた。

また、ウィシュマ氏は、名古屋入管に収容された同月20日に実施された違反調査における入国警備官の取調べにおいて、不法残留となった経緯について、「在留期限まで働いてお金を貯めようと思い帰国せず、在留期限が近づくと、もう少し働きたいと弁護士に相談をし、難民申請の話をされたので、難民申請をしたが、難民として認められず、在留期間の更新が不許可となったが、まだ働きたいと思い不法残留した」旨供述していたにとどまるなど（甲第4号証の1・23ページ）、ウィシュマ氏が元交際相手からのDV被害の影響により不法残留となつたといったことをうかがわせる事情は認められない（甲第4号証の1・91ページ）。

(オ) 以上からすると、名古屋入管の職員において、逃亡のおそれも払拭できず、ウィシュマ氏が不法残留となった経緯を見ても、DV被害が不法残留に影響したものとも認め難いことなどからすると、ウィシュマ氏について、収容を継続したことが仮放免の制度を設けた入管法の趣旨に明らかに反するなど著しく裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用にわたると認められるような特別の事情があるとは認められず、職務上の注意義務を尽くさず、ウィシュマ氏をDV被害者として取り扱うことを見過し、

漫然とウィシュマ氏の収容を継続したということはできないから、令和2年8月20日以降、ウィシュマ氏を仮放免せず収容し続けたことが違法であるとの原告らの主張には理由がない。

ウ 名古屋入管の職員が令和3年（2021年）1月4日以降、1回目仮放免許可申請を許可しなかったことは違法であるとの原告らの主張に理由がないこと（前記①②の主張について）

(ア) 原告らは、1回目仮放免許可申請の申請理由（乙第4号証）や元交際相手からの手紙（乙第8号証、乙第9号証）の内容を根拠に、ウィシュマ氏のDV被害がより明らかになっており、ウィシュマ氏の仮放免許可後の帰住先が確保されていることも明らかになっていたこと、名古屋入管が、ウィシュマ氏を帰国させるための圧力として収容を継続したこと、ウィシュマ氏が令和3年1月下旬以降、摂食困難となり、体重が減少し、吐しゃ物に血が混じる嘔吐をするなど、健康不良が顕在化していたことを掲げ、ウィシュマ氏がDV被害者であり、また、収容に耐え難い傷病者であったことが明らかであるから、名古屋入管において、ウィシュマ氏の1回目仮放免許可申請を許可せず、収容を継続したことが違法である旨主張する（訴状第4の1(3)・14及び15ページ）。

(イ) しかしながら、前記イのとおり、名古屋入管の職員において、逃亡のおそれも払拭できず、不法残留となった経緯を見ても、DV被害が影響したものとも認め難い。

(ウ) また、ウィシュマ氏の1回目仮放免許可申請の保証人であるS3氏が保証人となっている他の仮放免許可については、仮放免者による逃走等の事案が相当数発生していたことなどから（平成27年1月以降令和3年3月末までの間に、47件中10件（21.3%）と全国平均（6.3%）を大きく上回る確率で逃亡判明等により仮放免許可が取り消されていることが確認されている（甲第4号証の1・58、59及び86ペー

ジ・脚注91及び114。)、仮放免許可後、同氏(S3氏)がウィシュマ氏の逃亡を防止し、名古屋入管への出頭を確保することができるかについても疑義があった。

(イ) さらに、ウィシュマ氏に対しては、前記第2の3(5)ないし(9)のとおり、令和3年1月22日に心電図検査が、同月25日に採血による血液検査が、同月26日に胸部エックス線検査及び尿検査がそれぞれ行われ、その結果を踏まえ、同月28日、庁内内科等医による診療が行われたが、ウィシュマ氏について、体調不良の原因となるような内科的所見は認められなかった。

また、前記第2の3(10)及び(11)のとおり、ウィシュマ氏は、令和3年2月4日、再度、庁内内科等医の診断を経て、同月5日、中京病院消化器内科での診療を受け、胃カメラ検査等が行われたが、体調不良の原因となるような所見は認められなかった。

このような医師による一連の診療結果を踏まえれば、令和3年1月4日以降、同年2月上旬までの期間において、ウィシュマ氏が収容に耐え難い傷病者であったとはいえない。

(オ) なお、原告らは、1回目仮放免許可申請に対する名古屋入管主任審査官による仮放免不許可の理由として「強く帰国説得する必要あり」などとされており、帰国させる圧力として収容を継続した旨主張するが(訴状第4の1(3)イ・14及び15ページ)、入国警備官は、退去強制令書を執行して、当該容疑者を本邦外の送還先に速やかに送還しなければならず(入管法52条3項)、速やかな送還に向けて退去強制に応じるよう指導することは同条項に基づくものであり、1回目仮放免許可申請に対する決裁の過程において、「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり」との理由が追記された(甲第4号証の1・58ページ)のは、このことを前提とするものであって、仮放免

の許可、不許可の判断をするに当たって、主任審査官がこのような点も考慮することは、何ら違法なものではない。

(カ) 以上の状況を総合すると、ウィシュマ氏の1回目仮放免許可申請については、これを不許可とすべき相応の根拠があり、仮放免の制度を設けた入管法の趣旨に明らかに反するなど仮放免をしないことが著しく合理性を欠き裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用にわたると認められるような特別の事情は認められないから、当該申請に対し、名古屋入管主任審査官が不許可処分をしたことが違法であるとはいえない。

そして、当該不許可処分が違法でない以上、当該不許可処分に係る名古屋入管の職員の行為に国賠法上の違法は認められないのであって、原告らの主張は理由がない。

エ 名古屋入管の職員が令和3年（2021年）2月15日前後にウィッシュマ氏を仮放免せず、収容を継続したことは違法であるとの原告らの主張に理由がないこと（前記①③の主張について）

(ア) 原告らは、令和3年2月15日のウィッシュマ氏の尿検査結果から、ウィッシュマ氏が飢餓状態であり、電解質異常や腎機能障害を招来している可能性があり、ウィッシュマ氏が自力歩行が困難になって車椅子を使用するようになり、嘔吐を繰り返し、身体のしびれを訴え、体調不良により面会が中止や実現しない等、収容に耐えられないことは外見上も明らかであったから、同日前後において、ウィッシュマ氏について収容に耐え難い傷病者として仮放免許可すべきであった旨主張する（訴状第4の1(4)・15及び16ページ）。

(イ) しかしながら、令和3年1月22日以降同年2月5日までの期間における診療結果は前記ウ(エ)のとおりであり、これに加えて、ウィッシュマ氏に対する同月中旬の診療結果を踏まえれば、同月15日前後の時点において、ウィッシュマ氏が収容に耐え難い傷病者であったとはいえない。

すなわち、前記第2の3(13)及び(14)のとおり、同月16日にウィシュマ氏の診察を行った序内整形外科医は、ウィシュマ氏の訴えの内容や手足の動作を確認するなどし、その結果から、ウィシュマ氏が訴える全身のしびれは整形外科的な疾患によるものではないと判断し、ウィシュマ氏に対し、精神科の受診を勧めており、同月18日に診察を行った序内内科等医は、同日、ウィシュマ氏が全身のしびれなどを訴えているものの、これまでの消化器内科や整形外科での診療経緯などを踏まえ、ウィシュマ氏について、器質的疾患がはっきりとしないため、ストレスから自律神経のバランスが崩れ、食欲不振、吐き気又はしびれの症状が出た可能性を疑い、外部医療機関（精神科）での受診を指示している。

このように、令和3年1月22日以降の各種検査を踏まえ、消化器内科及び整形外科において、詳しく診察や検査が行われたが、そのいずれにおいても異常がないことが確認されていたのであって、このような診療結果からすれば、同年2月15日前後の時点において、ウィシュマ氏について、収容に耐え難い傷病者として仮放免許可すべきであったとは認め難い。

この点、調査報告書の作成に関与した医師である有識者2名（乙第13号証）も、「（引用者注：令和3年）1月25日の時点で血液検査が行われ、栄養状態、腎機能、肝機能、炎症反応、貧血の有無や甲状腺機能等に大きな異常がないことが確認されている。その結果も踏まえ、次に、順次、消化器内科、整形外科と、症状のある部分に対して詳しく診療や検査が行われ、異常がないことが確認されている。」（甲第4号証の1・68ページ）と指摘しているところである。

(ウ) そして、名古屋入管においては、かかる診療結果を踏まえ、ウィシュマ氏の体調に応じてOS-1の供与、経腸栄養剤の処方、看護師によるリハビリテーションなどを行っていた（甲第4号証の1・37ないし4

0及び68ページ、乙第14号証)。

(イ) 以上からすれば、名古屋入管の職員において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさず、ウィシュマ氏が収容に耐え難い傷病者であることを見過し、漫然とウィシュマ氏の収容を継続したということはできないから、令和3年2月15日前後に仮放免を許可せず、収容を継続したことに違法はなく、原告らの主張には理由がない。

オ 名古屋入管の職員が令和3年(2021年)2月22日以降、ウィシュマ氏の2回目の仮放免許可申請を許可せず、収容を継続したことは違法であるとの原告らの主張に理由がないこと(前記(1)④の主張について)

(ア) 原告らは、2回目仮放免許可申請時の申請理由から、ウィシュマ氏の体調不良が明らかであり、体重が減少し、文字を書くこともままならない状態であり、健康状態の悪化が外見からも明らかであったから、令和3年2月22日以降、ウィシュマ氏の2回目仮放免許可申請を許可すべきであり、収容を継続していたことは違法である旨主張する(訴状第4の1(5)・16及び17ページ)。

(イ) しかしながら、前記エ(イ)記載のとおり、ウィシュマ氏に対しては、令和3年1月22日以降の各種検査を踏まえ、消化器内科及び整形外科において、詳しく診察や検査が行われたが、そのいずれにおいても異常がないことが確認されていた。

その後、前記第2の3(16)及び(17)のとおり、ウィシュマ氏は同年3月4日に掖済会病院精神科を受診したが、同日、診察した医師は、ウィシュマ氏の頭部CT撮影の結果に異常を認めず、ウィシュマ氏が訴えた幻聴、不眠、嘔気に効果のある薬を出して経過観察をした上で対応を検討する必要があると考え、抗精神病薬であるクエチアピン錠100ミリグラム及び睡眠誘導剤であるニトラゼパム錠5ミリグラムを処方し、2週間後の再診を指示した。

このような掖済会病院精神科の医師の所見や指示内容は、ウィシュマ氏に対して即時の仮放免を必要とする内容とは認められない（甲第4号証の1・89ページ）。

- (ウ) このような診療結果等を踏まえ、名古屋入管では、ウィシュマ氏の2回目仮放免許可申請については、主として、体調の更なる悪化やそれに伴う看守勤務者による介助負担の増大等を受けて（甲第4号証の1・88ページ）、仮放免許可について検討をし、令和3年3月5日、ウィシュマ氏の体調をある程度回復させた上で仮放免するとの方針の下、対応を行うこととされた（甲第4号証の1・60ページ）。
- (エ) 以上のとおり、ウィシュマ氏の2回目仮放免許可申請については、ウィシュマ氏の体調を一定程度回復させた上で仮放免するとの方針であり、令和3年3月4日に診察した医師の所見や指示内容によっても即時の仮放免が必要な状況であったとは認められなかったことからすれば、名古屋入管の職員において、早期に仮放免を許可するとの判断に至らなかつたことにも相応の理由があったものといえ、名古屋入管の職員において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさず、漫然と仮放免の許可をせずに収容を継続したとはいえないから、国賠法上の違法があつたとはいえない。

力 小括

以上のとおり、1回目仮放免許可申請に対する名古屋入管主任審査官の不許可処分は違法とはいえないから、当該不許可処分に係る名古屋入管の職員の行為に国賠法1条1項の違法はなく、また、名古屋入管の職員が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とウィシュマ氏の収容を継続していたとはいえないから、名古屋入管の職員がウィシュマ氏の収容を継続したことについても国賠法1条1項の違法はない。

4 収容中のウィシュマ氏に対する名古屋入管の職員の医療上の対応に国賠法上

の違法は認められないこと（医療不提供の違法行為について）

(1) 原告らの主張

原告らは、医療不提供の違法行為として、名古屋入管の職員が、①ウィシュマ氏の体調が悪化した令和3年（2021年）1月頃に同氏に対して適切な医療措置をしなかったこと（訴状第4の2(2)ア・19及び20ページ）、②同年2月15日には飢餓状態であったウィシュマ氏に対して適切な医療措置をしなかったこと（訴状第4の2(2)イ・20ページ）、③ウィシュマ氏が同日以降顕著に衰弱していったにもかかわらず同氏に対して適切な医療措置をしなかったこと（訴状第4の2(2)ウ・20及び21ページ）、④同年3月4日に飢餓状態で身体的に衰弱していたウィシュマ氏を精神科に連れて行ったこと（訴状第4の2(2)エ・21ページ）、⑤ウィシュマ氏が亡くなるまで救急搬送を要請しなかったこと（訴状第4の2(2)オ・21及び22ページ）を挙げ、それぞれ違法である旨主張する。

(2) 被告の反論

ア 被収容者の症状等に対していくかなる医療に関する措置を講じるか等の判断に係る名古屋入管局長の裁量について

(ア) 前記2で述べたとおり、国賠法上の「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう。

これを、名古屋入管収容場の被収容者に対する措置についてみると、そもそも個人の衛生や健康の保持は、一般社会においては、基本的には個々の責任においてなされるものであり、医療機関等での診療についても、原則的には私法的医療契約に基づいてなされることになる。

しかしながら、被収容者は、逃亡の防止等を目的としてその居住を収容施設内に限定されるものであって、その限度で身体的自由を制限されるのみならず、収容施設の規律及び秩序の維持のために必要かつ合理的

な範囲において、それ以外の行為の自由にも一定の制限が加えられることとなり、その生命及び健康の維持を被収容者の自助努力のみで行うこととは困難である。

そこで、収容施設の長は、被収容者の生命及び健康を維持するための責務を負うことになる。

また、収容施設が多数の人間による集団生活の場である以上、保健及び衛生に関する配慮は、収容施設における基本的要請である。

そのため、処遇規則30条1項は、「所長等（引用者注：入国者収容所長及び地方出入国在留管理局長）は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診察を受けさせ、病状により適當な措置を講じなければならない」と規定している。

加えて、被収容者に対する医療においても、医療法規の適用があることからすれば、収容施設の長は、法律上、被収容者に対し、一般の病院・診療所に求められている水準の医療上の措置を講じなければならないというべきである。

(イ) しかし、収容施設内における医療は、当該収容施設の性格、設備等を含めた医療環境の特性等による制約があり得る。

また、収容施設における医師等と被収容者との診療関係は、通常の診療契約に基づくものとは異なり、収容の性質上、被収容者自らが外部の医師を選び、その診察を受けることが制限されていることから、被収容者については、公権力によりその行動や医療に関する患者の自己決定権がある程度制約されることはやむを得ず、望むとおりの医療行為が必ずされるというものではない。

(ウ) これらのことからすると、個々の被収容者の症状等に対し、収容施設の長が、いかなる医療に関する措置を講じるか等の判断については、医学に精通し、当該被収容者の性質及び病状等を十分に把握している収容

施設の医師等の医学的知見に基づく意見を踏まえた収容施設の長の合理的な裁量判断に委ねられているものと解するのが相当である。

そして、当該被収容者の生命、身体の安全に対する関係において、収容施設の医師等の意見を受けた収容施設の長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と職務行為を行ったと認め得る事情が存するものでない限り、当該職務行為は、国賠法1条1項の適用上違法とは評価されないとすべきである。

イ 体調が悪化した令和3年（2021年）1月頃にウィシュマ氏に対して適切な医療措置をしなかったことが違法であるとの原告らの主張に理由はないこと（前記(1)①の主張について）

(ア) 原告らは、ウィシュマ氏は、遅くとも、令和3年1月18日頃には体調を悪化させ、同月28日、外部病院での診療を求めたが、名古屋入管は、同年2月5日にウィシュマ氏を中京病院消化器内科で受診させるまで、外部病院での診療をさせず、また、同消化器内科の医師の診察記事に「点滴、入院」との記載があったにもかかわらず、ウィシュマ氏に点滴や入院をさせることができなかったことが違法である旨主張する（訴状第4の2(2)ア・19及び20ページ）。

(イ) しかしながら、前記3(2)ウ(エ)で述べたとおり、名古屋入管においては、令和3年1月下旬以降、庁内内科等医が、ウィシュマ氏の体調不良の原因となり得る疾患を順次想定し、その有無を確認するための検査や専門医による受診を指示・実行させるなどして、庁内外の医師の診療を受けさせるという対応をしていた（甲第4号証の1・67ページ）が、庁内内科等医の診療において、体調不良の原因となるような内科的所見は認められず、中京病院消化器内科の医師の診療においても、体調不良の原因となるような所見は認められなかった。

(ウ) また、原告らの主張する、中京病院消化器内科の医師の「内服できな

いのであれば点滴、入院」との電子カルテの診察記事の趣旨は、ウィシュマ氏を診療した医師によれば、「この記載は胃カメラ検査実施前の段階のものであり、確定的な所見を示したものではないが」、ウィシュマ氏が「嘔吐を繰り返している状況であり、嘔吐のため薬を服用できない状況も想定し、その場合には点滴及び入院が必要となる旨をこの段階では記載した」ということであって、同医師は、胃カメラ検査の後は、「薬を内服できない状況ではないとの判断に至」っており、胃カメラ検査を含む診療後には、総合所見欄に、「高度の逆流性食道炎も疑い胃カメラも行ないましたが、ほとんど所見は認めませんでした。(中略)ランソープラジールを継続頂ければとお思います(ママ)。」などと記載した令和3年2月5日付け診療情報提供書を作成している(甲第4号証の2・15及び16ページ、甲第5号証54ページ)。

したがって、同医師が、電子カルテの診察記事に「点滴、入院」との記載をしていたとしても、同医師がウィシュマ氏について、点滴及び入院を指示したものではない。

(イ) 以上からすれば、収容施設の長である名古屋入管局長において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と職務行為を行ったと認め得る事情はないから、国賠法上の違法は認められず、原告らの主張に理由はない。

ウ 令和3年(2021年)2月15日には飢餓状態であったのにウィシュマ氏に対して適切な医療措置をしなかったこと、同日以降顕著に衰弱していくウィシュマ氏に対して適切な医療措置をしなかったこと、同年3月4日に飢餓状態で身体的に衰弱していたのにウィシュマ氏を精神科に連れて行ったことの各行為が違法であるとの原告らの主張に理由がないこと(前記①②ないし④の各主張について)

(ア) 原告らは、令和3年2月15日に行われたウィシュマ氏の尿検査結果

から、ウィシュマ氏が飢餓状態で、電解質異常や腎機能障害を招来して いた可能性があるから、同結果に基づき、名古屋入管は、ウィシュマ氏 に対し、点滴や外部病院への入院等の医療措置を執るべきであったが、 O S - 1 の量を増やすことを指示するのみで、ウィシュマ氏に対して適 切な医療措置を講じなかつたこと（訴状第4の2(2)イ・20ページ）、 ウィシュマ氏が同日以降顕著に衰弱していたのにもかかわらず同氏に対 して適切な医療措置を講じなかつたこと（訴状第4の2(2)ウ・20及 び21ページ）、同年3月4日、飢餓状態で身体的に衰弱していたウィ シュマ氏を精神科に連れて行ったこと（訴状第4の2(2)エ・21ペー ジ）が違法である旨主張する。

(イ) しかしながら、前記3(2)エ(イ)のとおり、ウィシュマ氏に対しては、 令和3年1月22日以降の各種検査を踏まえ、消化器内科及び整形外科 において、詳しく診察や検査が行われていたが、そのいずれにおいても 異常がないことが確認されていた。その上で、名古屋入管の職員は、ウ イシュマ氏の訴えの内容などから、体調不良が心因的な原因によるもの である可能性も考慮して、同年3月4日にはウィシュマ氏に掖済会病院 精神科を受診させるに至っていた（甲第4号証の2・24及び26ペー ジ）。この点、精神科の受診については、前記3(2)エ(イ)のとおり、序 内の複数の医師から意見等が出されており、調査報告書の作成に関与し た医師である有識者2名（乙第13号証）も「医療的対応は、経過を見 ながら検討・判断していくものであり、また、尿検査結果だけでなく全 身状態から考えなければならないものである。本件における診療の流れ をみると、A氏（引用者注：ウィシュマ氏。以下同じ。）が体調不良を 訴えたことを受けて、まず、（引用者注：令和3年）1月25日の時点 で血液検査が行われ、栄養状態、腎機能、肝機能、炎症反応、貧血の有 無や甲状腺機能等に大きな異常がないことが確認されている。その結果

も踏まえ、次に、順次、消化器内科、整形外科と、症状のある部分に対して詳しく診療や検査が行われ、異常がないことが確認されている。その上で、A氏の訴えの内容などから、体調不良が心因的な原因によるものである可能性も考慮して、精神科の受診に至っており、こうした診療の流れは問題ないと考えられる」と指摘しているところである（甲第4号証の1・68ページ）。

(ウ) また、原告らは、名古屋入管において、看護師が尿検査結果の判明後もOS-1を増やすことを指示するのみであったと主張するが（訴状第4の2(2)イ・20ページ）、名古屋入管においては、OS-1について、一律に増やすのではなく、ウィシュマ氏の体調等に応じて量を指導、調整しながら供与しており、また、それだけではなく、栄養の摂取を補うために経腸栄養剤も処方しており、さらに、ウィシュマ氏の意欲の向上、食欲や体力の回復を図るため、令和3年2月24日以降平日毎日約30分間の看護師によるリハビリテーションを継続して行っており、このような過程においてはウィシュマ氏の主訴や要望などといった主観的情報(S)、バイタルサイン、表情、発声などといった客観的情報(O)を踏まえた査定評価(A)に基づき処置・計画(P)を繰り返し実践していくなど状況に応じた対応が行われていた（甲第4号証の1・37ないし43及び68ページ、乙第14号証）。

したがって、原告らの上記主張は理由がない。

(エ) 以上からすれば、収容施設の長である名古屋入管局長において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と職務行為を行ったと認め得る事情はないから、国賠法上の違法は認められず、原告らの主張に理由はない。

エ ウィシュマ氏が亡くなるまで救急搬送を要請しなかったことが違法であるとの原告らの主張に理由がないこと（前記(1)⑤の主張について）

(ア) 原告らは、ウィシュマ氏が精神科を受診した令和3年3月4日以降、時間が経過するに従い、ウィシュマ氏が弱ってぐったりし、意識もはつきりしない様子であったのであるから、名古屋入管の職員はためらわず救急搬送を要請すべきであったにもかかわらず、同月6日午後2時過ぎになって、ウィシュマ氏の脈が確認できず、血圧も測定できず、指先が冷たくなるまで、救急搬送を要請しなかったことが違法である旨主張する（訴状第4の2(2)オ・21及び22ページ）。

(イ) 名古屋入管において、令和3年1月下旬以降にウィシュマ氏に対して 庁内外の医師の診療を受けさせるという対応をしていていたこと、ウィシュマ氏の体調に応じて看護師による対応等がなされていたことは前記イ及びウのとおりである。

同年3月5日には、ウィシュマ氏がぐったりとしてベッドに横たわった状態で、自力で体を動かすことはほとんどなく、看守勤務者らの問い合わせに対しても「あー。」とか「うー。」などとの声を発するだけの場合も多くなっていたが、このようなウィシュマ氏の状態について、看守勤務者らは、同月4日に掖済会病院の精神科で処方され、同日夜から服用した薬の影響と認識していたものであり（甲第4号証の1・48ページ、乙第14号証）、ウィシュマ氏の体調の変化が生命に危険を及ぼすような要因になるとは考えていなかった（甲第4号証の1・78ページ）。

この点、掖済会病院の精神科においてウィシュマ氏が処方されたクエチアピン錠100ミリグラム（抗精神病薬）及びニトラゼパム錠5ミリグラム（睡眠誘導剤、抗けいれん剤）の作用及び服用上の注意は、クエチアピン錠が「神経の興奮をしずめて、気持ちを落ち着かせます。」「眠け、注意力の低下等の症状が現れることがある」というものであり、ニトラゼパム錠は「寝つきを良くし、麻酔効果を高め、けいれん、意識が

なくなる等の症状を改善します。」、「眠け、注意力低下等が現れることがある」というものである（甲4号証の1・47ページ、甲第7号証の4、乙第6号証23枚目）ところ、当該処方薬を同日及び同月5日に服用していたウィシュマ氏（甲第4号証の2・50及び57ページ）について、医療従事者でない看守勤務者が、ウィシュマ氏の意識がはっきりしない状態を確認した上で、それが直近に処方され、ウィシュマ氏が服用していた薬の影響であると認識したとしても、やむを得ないものといえる。

(ウ) これを前提として、ウィシュマ氏の救急搬送時の対応についてみると、まず、前記第3の2(3)のとおり、名古屋入管における被収容者の診療につき、休日、夜間等の庁内医師らの不在時においては、看守勤務者が被収容者の体調不良を把握した場合は、直ちに看守責任者に報告することとされ、報告を受けた看守責任者において、当該被収容者の症状等に応じ、外部医療機関への救急搬送等の要否を判断していた。

そして、看守勤務者は、ウィシュマ氏の意識がはっきりしない状態が、ウィシュマ氏の服用していた薬（抗精神病薬、睡眠誘導剤、抗けいれん剤）の影響であるとの認識の下、同月6日（土曜日）午後0時56分頃に、ウィシュマ氏の居室外からウィシュマ氏に声を掛けたところ、ウィシュマ氏は反応を示さなかつたが、午後1時3分頃、同9分頃ないし同15分頃、同16分頃、同23分頃にはウィシュマ氏が首をかすかに動かすなどの状況が認められた。

その後、看守勤務者は、同日午後1時31分頃、同50分頃、午後2時3分頃にウィシュマ氏に声を掛けたが、いずれにおいてもウィシュマ氏が反応を示さなかつたことから、午後2時7分頃にウィシュマ氏の居室に入室した。入室後は、ウィシュマ氏が何の反応を示さず、ウィシュマ氏の血圧等を測定したが、測定不能であったことから、これらの状態

を踏まえ、午後2時15分には副看守責任者が救急搬送を要請したものであり（甲第4号証の2・59ないし61ページ）、ウィシュマ氏の居室に看守勤務者が入室してから、副看守責任者が救急搬送を要請するまでの対応が遅いとはいえない。

- (エ) この点、調査報告書の作成に関与した有識者（乙第13号証）も「救急搬送が遅かったというのは結果論であって、医師による診療や看護師による対応がされていた中で、医療的素養がない職員において、それらの時点で、別の医師の診療を受けさせ又は救急搬送すべきとの判断を行うことは難しかっただろうし、職員らが3月4日に掖済会病院の精神科で処方された薬の影響と認識していたのであれば尚更そうである」と指摘しているところである（甲第4号証の1・78ページ）。
- (オ) 以上からすれば、名古屋入管の看守勤務者等において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と職務行為を行ったと認め得る事情があるとまではいえないから、国賠法上の違法は認められず、原告らの主張に理由はない。

オ 小括

以上のとおり、名古屋入管局長及び看守勤務者等において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と職務行為を行ったと認め得る事情はないから、ウィシュマ氏に対する名古屋入管の職員の医療上の対応に国賠法1条1項の違法は認められない。

第5 損害額の算定方法に関する原告らの主張に対する反論

1 はじめに

本件において、原告らは、ウィシュマ氏の損害として逸失利益及び死亡慰謝料合計1億1208万1200円を、原告ら3名の遺族固有の損害として慰謝料各1000万円（合計3000万円）を請求している（訴状第5の1及び2

・22ないし24ページ)。

しかし、以下に述べるとおり、原告らが主張する損害の発生は認められない。

2 逸失利益について

(1) 最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集51巻1号78ページ)は、在留期間経過後も不法に残留して我が国で就労していた外国人の死亡逸失利益の算定について、「一時的に我が国に滞在し将来出国が予定される外国人の逸失利益を算定するに当たっては(中略)予測される我が国での就労可能期間ないし滞在可能期間内は我が国での収入等を基礎とし、その後は想定される出国先(多くは母国)での収入等を基礎として逸失利益を算定するのが合理的」である旨説示している。

(2) この点について、原告らは、ウィシュマ氏の逸失利益を我が国の令和2年の賃金センサス、すなわち、賃金構造基本統計調査を基に主張するが(訴状第5の1(1)・22及び23ページ)、退去強制令書発付処分を受けたウィシュマ氏は、送還後、母国であるスリランカで就労することになったと考えられる。

また、ウィシュマ氏は、入管法5条1項9号ロに定める上陸拒否事由に該当していたため、送還後5年間は本邦に入国することができなかつたのであって、ウィシュマ氏が送還後、速やかに上陸特別許可を受け、本邦において滞在し就労する蓋然性があつたともいえない。

したがつて、ウィシュマ氏が死亡しなかつた場合に得られたであろう利益は、スリランカにおいて就労したならば得られたであろう収入にほかならず、逸失利益額については、スリランカにおける賃金水準に基づいて算定されるべきであるから、本邦での就労を前提とした原告らの逸失利益の算定は失当である。

また、ウィシュマ氏の逸失利益はスリランカにおける賃金水準に基づいて算定されるべきであるところ、その賃金水準については原告らにおいて立証

すべきであり、かかる立証がない限り、逸失利益は認められるべきではない。

3 慰謝料について

原告らは、ウィシュマ氏の死亡慰謝料として4000万円、遺族固有の慰謝料として各1000万円を請求しているが(訴状第5の1(2)及び2・23及び24ページ)、ウィシュマ氏は前記2のとおり送還後には母国であるスリランカで就労することになったと考えられるのであり、また、原告らは今後もスリランカに居住することが予定されていることからすれば、精神的苦痛を慰謝するために必要な金額についても、我が国とスリランカの物価水準、所得水準等の経済的事情の相違を考慮すべきである(東京高裁平成13年1月25日判決・判例タイムズ1059号298ページ参照)。

また、この点をおいても、原告らが請求する慰謝料の額は、合計7000万円であり、我が国の物価水準や所得水準等を前提としても高額に過ぎる(ちなみに、(財)日弁連交通事故相談センター東京支部編「民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準」第50版193ページによれば、民法711条所定の者(被害者の父母、配偶者及び子)とそれに準ずる者の分も含めた一家の支柱が死亡した場合の死亡慰謝料の目安は、被害者本人分及び遺族合計で2800万円とされている。)。

第6 本件においては、原告らについて、そもそも国賠法6条所定の相互保証の要件の充足が主張されておらず、主張自体失当であること

1 国賠法6条の趣旨について

- (1) 国賠法6条は、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定しており、いわゆる相互保証主義を採用している。
- (2) 国賠法6条の立法趣旨は、我が国の国民に保護を与えない国の国民に我が国が積極的に保護を与える必要はないという衡平の観念に基づくものである

(昭和22年7月28日第1回国会衆議院司法委員会議録第6号87ページ、西埜章・国家賠償法コンメンタール(第3版)1388及び1389ページ、古崎慶長・国家賠償法の理論235ページ)。

そして、我が國の国民が外国から受けた被害についてその外国に賠償請求できないのに、我が国が進んでその外国に属する者に賠償責任を負う必要はなく、また、そうしたとしても、今日の国際情勢上直ちに国際主義の精神に反するほど不合理とはいえないから、その限りにおいて、被害を受けた外国人の国家賠償請求権を制限する結果が生じたとしても、合理的な制約であって、それをもって違憲とはいえないとするのが通説である(古崎慶長・国家賠償法254ページ、西埜・前掲コンメンタール1388ないし1391ページ)。

2 相互保証があることの主張立証責任は外国人の原告にあること

(1) 相互保証の有無については、当該外国人の原告が、その本国法に相互保証の規定があることの主張立証責任を負うと解すべきである。

この点については、「外国人が、国家賠償法1条・2条によって、日本の国又は公共団体に対し、損害賠償請求をするには、同法6条による相互保証のあることを、主張立証しなければならない(原告にとって、自国の法制を明らかにすることは、そう困難ではない)。相互保証のあることが、損害賠償請求権発生の要件であるからである。」(古崎・前掲国家賠償法256ページ)とか、「国賠法6条の規定は、「権利根拠規定と解する見解が相当である。そうすると、被害者である外国人(原告)が相互保証のあることにつき、主張・立証責任を負うことになる」(鈴木康之・「相互保証」裁判実務大系18・84ページ)と解されている。また、東京地方裁判所昭和47年6月26日判決(判例タイムズ285号266ページ)も、「国家賠償法6条は、外国人に対して相互保証の存することを条件として同法上の請求権を与えたもの、すなわち同条は外国人にとって同法上の権利根拠規定と解するのが相

当であるから、右相互保証が存する旨の主張自体が請求原因を構成する」（傍点は引用者）と判示しているところである。

(2) 更に言えば、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」（傍点は引用者）との国賠法6条の文言からしても、相互保証は外国人の国家賠償請求権の権利取得要件であると読むのが素直であり、同条は外国人の国家賠償請求権の権利根拠規定となるというべきである（国賠訴訟実務研究会・改訂国家賠償訴訟の理論と実際349及び353ページ）。

この点、東京高等裁判所平成17年6月23日判決（判例時報1904号83ページ・上告棄却・不受理決定により確定。以下「東京高裁平成17年判決」という。）は、国賠法6条の立法趣旨について、「我が国の国民がその国では救済を得られないのに、我が国がその国の国民に進んで救済を与える必要がないとの衡平の観念に基づくものとされている」と指摘し、「外国人が国家賠償を請求するためには、相互保証のあること（中略）が必要とされている。」と判示した上で、中国の国家賠償法制についての仔細な検討を踏まえ、我が国と中国の間には国家賠償につき（「相互の保証がなかったといえる。」ではなく）「相互の保証があったということはできない。」と判示している。すなわち、東京高裁平成17年判決は、その判示に照らせば、相互保証の存在を外国人の国家賠償請求権の発生要件と捉え、相互保証の不存在を抗弁としてではなく、相互保証の存在を請求原因として構成しているものというべきである。

なお、相互保証の要件について、念のため付言すれば、相互保証があるといえるためには、当該国籍国の法制度によって、当該国籍国が、我が国の国賠法と同一か又はそれより厳重でない要件の下に、日本人の被害者に対して賠償責任を負うことが必要である。この点については、東京高裁平成17年判決も、「外国人が国家賠償を請求するためには、相互保証のあること、す

なわち、当該外国人の本国において日本人が被害者となった場合に、その国から日本人が我が国の国家賠償法と同一か、又はそれよりも厳重でない要件で賠償を受けること、が必要とされている。」と判示しているとおりである。

(3) 以上のように、「外国人が被害者の場合、その外国人が国籍を有する外国でも、法律の明文上、又はこれに代る条約、協定、あるいは解釈、判例によって、我が国の国家賠償法と同一か、又はそれよりも厳重でない要件の下に、日本人の被害者に対し、賠償責任を負うこと」を主張立証すること（古崎・前掲国家賠償法255ページ参照）が必要であるというべきである。この結論は、証拠等との距離においても、当該外国人は領事館等を通じて当該外国の法に接することが可能であるから、かかる実質的な見地に照らしても、妥当であるということができる。

3 本件においては、相互保証の要件について主張立証されていないこと

本件についてみると、原告らの国賠法1条1項に基づく請求が認容されるためには、①当該行為の主体が、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員であること、②公務員の職務行為であること、③当該職務行為に違法性があること、④公務員に故意又は過失があること、⑤被害者に損害が発生したこと、⑥公務員の行為と損害との間に因果関係が存在することが必要である。

そして、前記③に関連して、本件において、原告らは、名古屋入管の職員が、ウィシュマ氏の収容を継続し、収容中に必要な医療行為を提供しなかったことが国賠法上違法であると主張しているものである。

前記2で述べたことからすると、本件において、外国人である原告らの請求が認められるためには、仮に日本人の被害者が原告らと同様の請求原因事実に基づく請求を行った場合に、当該原告らの国籍国の法制度によって、当該国籍国が、我が国の国賠法と同一か又はそれよりも厳重でない要件の下に、日本人の被害者に対して賠償責任を負うことについて主張立証しなければならないというべきである。

しかしながら、原告らは、被告に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償を請求するにもかかわらず、相互保証の要件の充足につき、何ら主張立証をしていないのであるから、そもそも請求原因事実が整っておらず、主張自体失当というべきである。

第7 結語

以上のとおり、原告らの本件請求にはいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

第8 求釈明に対する國の回答

1 原告らは、訴状第7（25ページ）において、求釈明として、「名古屋入管の故意・過失による違法行為について、ウィシュマさんの動静を踏まえて具体的に主張、立証を追加する予定である。そこで、被告においては、ウィシュマさんを収容していた居室の監視カメラ映像の電磁的記録媒体の全てを提出されたい。」としている。

そして、原告らは、令和4年5月12日の進行協議期日において、ウィシュマ氏の治療が必要な状態であったということが一見して明らかであったというのが主張の核心の一つであり、その状態は動画を見ることで確認することができる旨述べている。

2 この点、原告らがいう「ウィシュマさんを収容していた居室の監視カメラ映像の電磁的記録媒体の全て」とは、ウィシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像が記録されているDVD合計39枚をいうものと解される。

そして、本件の訴え提起前に行われた証拠保全手続において、被告は、前記

約295時間分の映像のうち、原告らの要望に応じ、原告らが必要とする日時及び時間帯の映像が記録されたDVDの再生を行い、当該部分の映像に関して、相当枚数の静止画及び当該部分全ての音声を反訳した書面が本案に上程されている。

しかも、同DVD合計39枚に記録されている映像（以下「本件ビデオ映像」という。）が残る同年2月22日以降の単独室内での事実経過について、本件ビデオ映像に基づき、また、その他の資料及び調査結果による情報を適宜補足して、調査報告書別添に詳細が記載されているのであって（甲第4号証の2・29ないし61ページ）、合計約295時間という極めて長時間の映像の全てについて証拠調べを行う必要があるとはいえない。

このような中で、それ以上に、被告がDVD合計39枚全てを提出することの必要性は認められない。

それでもなお、原告らにおいて、DVD合計39枚全てについて被告が提出する必要性があるというのであれば、まずはその理由を明らかにされたい。

以上

略語一覧

略語	全文	定義箇所
名古屋入管	名古屋出入国在留管理局	第1準備書面 4P
国賠法	国家賠償法	第1準備書面 4P
スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国	第1準備書面 4P
ウィシュマ氏	ラトナヤケ・リヤナガ・ウィシュマ・サンダマリ	第1準備書面 4P
掖済会病院	名古屋市内所在の名古屋掖済会病院	第1準備書面 4P
調査報告書	令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書	第1準備書面 5P
入管法	出入国管理及び難民認定法	第1準備書面 5P
元交際相手	スリランカ国籍の男性	第1準備書面 6P
中京病院	名古屋市内所在の中京病院	第1準備書面 10P
庁内科等医	名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医）	第1準備書面 10P
OS-1	経口補水液であるOS-1	第1準備書面 10P
仮放免関係決裁書	ウィシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の許否に係る決裁書	第1準備書面 11P
処遇規則	被収容者処遇規則	第1準備書面 16P
庁内整形外科医	名古屋入管の非常勤医（整形外科医）	第1準備書面 18P
東京入管	東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局）	第1準備書面 21P
沼津警察署	静岡県沼津警察署	第1準備書面 23P
1回目仮放免許可申請	ウィシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 23P
2回目仮放免許可申請	ウィシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 24P
庁内医師	医師2名	第1準備書面 28P
庁内診療	名古屋入管内の診療	第1準備書面 29P
府外診療	外部医療機関での診療	第1準備書面 29P
収容継続の違法行為	違法な収容を継続したことによってウィシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
医療不提供の違法行為	健康を害したウィシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
容疑者	入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人	第1準備書面 33P
入国者収容所長等	入国者収容所長又は主任審査官	第1準備書面 40P
DV措置要領	DV事案に係る措置要領	第1準備書面 41P

略語	全文	定義箇所
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年6月23日判決	第1準備書面 61P
本件ビデオ映像	ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像が記録されているDVD合計39枚	第1準備書面 64P